

平成7年度新得町各会計歳入歳出
平成7年度新得町水道事業会計
決算特別委員会会議録

開 会 平成8年9月12日

閉 会 平成8年9月18日

新 得 町 議 会

第 1 目 目

決 算 特 別 委 員 会
平成8年9月12日(木) 第1号

○付託議件名

認 定 第 1 号 平成7年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認 定 第 2 号 平成7年度新得町水道事業会計決算認定について

○出席委員(16名)

委 員 長	菊 地 康 雄 君	副委員長	宗 像 一 君
委 員	吉 川 幸 一 君	委 員	松 尾 為 男 君
委 員	小 川 弘 志 君	委 員	武 田 武 孝 君
委 員	広 山 麗 子 君	委 員	石 本 洋 君
委 員	能 登 裕 君	委 員	川 本 久 雄 君
委 員	渡 邊 雅 文 君	委 員	千 葉 正 博 君
委 員	竹 浦 隆 君	委 員	黒 沢 誠 君
委 員	金 沢 静 雄 君	委 員	高 橋 欽 造 君

○欠席委員(1名)

委 員 森 清 君

○委員外(2名)

福 原 信 博 君 湯 浅 亮 君

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 富 田 秋 彦 君

議会事務局長（富田秋彦君） 初の各会計並びに水道事業会計決算特別委員会であり
ますので、町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、年長であ
ります金沢静雄委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長（金沢静雄君） 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行いま
す。どうぞよろしくをお願いいたします。

臨時委員長（金沢静雄君） ただ今から、各会計並びに水道事業会計決算特別委員会
を開催いたします。

（宣告 11時10分）

臨時委員長（金沢静雄君） これより、委員長の互選を行います。
お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時委員長（金沢静雄君） ご異議なしと認めます。
よって、指名推薦の方法によることに決しました。

臨時委員長（金沢静雄君） 暫時休憩いたします。

（宣言 11時11分）

臨時委員長（金沢静雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時11分）

臨時委員長（金沢静雄君） それでは、指名推薦については、私から指名いたしたい
と思いましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時委員長（金沢静雄君） ご異議なしと認めます。
よって、臨時委員長である私から指名することに決しました。
それでは、委員長に菊地康雄君を指名いたします。
ただ今の指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時委員長（金沢静雄君） ご異議なしと認めます。
よって、菊地康雄君が委員長に選ばれました。
それでは、ただ今、選ばれました委員長と本席を交代いたします。

（就任挨拶省略）

委員長（菊地康雄君） これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(菊地康雄君) ご異議なしと認めます。

よって、指名推薦の方法によることに決しました。

委員長(菊地康雄君) 暫時休憩いたします。

(宣言 11時13分)

委員長(菊地康雄君) 休憩を解き再開いたします。

(宣言 11時13分)

委員長(菊地康雄君) それでは、副委員長に宗像 一君を指名いたします。
ただ今の指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(菊地康雄君) ご異議なしと認めます。

よって、宗像 一君が副委員長に選ばれました。

委員長(菊地康雄君) これをもって、本日の決算特別委員会は散会いたします。

(宣告 11時14分)

委員長(菊地康雄君) 18日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております各会計並びに水道事業会計決算の審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

本日は、これをもって閉会いたします。

第 2 日 目

決 算 特 別 委 員 会
平成8年9月18日(水) 第2号

○付託議件名

認 定 第 1 号 平成7年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認 定 第 2 号 平成7年度新得町水道事業会計決算認定について

○出席委員(17名)

委 員 長	菊 地 康 雄 君	副委員長	宗 像 一 君
委 員	吉 川 幸 一 君	委 員	松 尾 為 男 君
委 員	小 川 弘 志 君	委 員	武 田 武 孝 君
委 員	広 山 麗 子 君	委 員	石 本 洋 君(早退)
委 員	能 登 裕 君	委 員	川 見 久 雄 君
委 員	渡 邊 雅 文 君	委 員	千 葉 正 博 君
委 員	竹 浦 隆 君	委 員	黒 沢 誠 君
委 員	森 清 君	委 員	金 沢 静 雄 君(早退)
委 員	高 橋 欽 造 君		

○欠席委員(なし)

○委員外(1名)

湯 浅 亮 君(早退)

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄 君
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員	吉 岡 正 君
監 査 委 員	福 原 信 博 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	高 橋 一 郎 君
収 入 役	川 久 保 功 君
総 務 課 長	佐 藤 隆 明 君
企 画 調 整 課 長	鈴 木 政 輝 君

税 務 課 長	渡 辺 和 雄 君
住 民 生 活 課 長	村 中 隆 雄 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 昭 吾 君
建 設 課 長	常 松 敏 昭 君
農 林 課 長	小 森 俊 雄 君
水 道 課 長	西 浦 茂 君
商 工 観 光 課 長	清 水 輝 男 君
児 童 保 育 課 長	長 尾 直 昭 君
屈 足 支 所 長	貴 戸 延 之 行 君
老 人 ホ ー ム 所 長	佐 藤 敏 行 君
西 十 勝 消 防 組 合 新 得 消 防 署 長	加 藤 周 三 君
庶 務 係 長	武 田 芳 秋 君
財 政 係 長	阿 部 敏 博 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博 君
学 校 教 育 課 長	秋 山 秀 敏 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 末 治 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	赤 木 英 俊 君
---------	-----------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	富 田 秋 彦 君
書 記	広 田 正 司 君

委員長（菊地康雄君） 本日は全員出席でございます。
これより各会計決算特別委員会の会議を開きます。

（宣告 10時00分）

委員長（菊地康雄君） 本委員会に付託されました認定第1号、平成7年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、ただ今から決算審査に入ります。

最初に付属資料、監査意見等も提出されておりますので、一般的、総括的質問をお受けし、それから歳入歳出決算書の審査に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） 委員長よりお願いをいたします。

質疑及び答弁は簡明、簡潔に行うよう皆様がたのご協力をよろしくお願いいたします。それでは、総括事項についての質疑をお受けいたします。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 一応、会計全般に関わるものですから、食糧費の件についてお伺いいたします。

この7年度決算を見ますと、食糧費がかなり配慮され、減額されている傾向にあります。なかには、数項目増えている科目もあるんですが、かなり配慮して考えて節約してやったと思うんです。いろいろマスコミとか、オンブズマンとか、いろいろややこしい面があって、7年度決算というのは、これ減らしましてね、弊害が何かあったのか。それとも、全道的に減らす傾向にあったので、たいして支障がなかったのか。その1年を通じて総括の感想と言いますか、そういうものをちょっとお聞かせ願います。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長（鈴木政輝君） お答え申し上げます。

食糧費だけについて申し上げますと、6年度の実績からみますと14%の減額でございます。これらにつきましては、道全体、あるいは各市町村も含めてですね、かなり整理をしてきたことによって、新得町も同様な扱いをしてきましたから、その分については大きな影響があったとは、今のところ考えておりません。時代の流れとしてやむを得なかったのかなというふうに考えておりますし、今後もこういった形が続いていくだろうと思っております。以上でございます。

委員長（菊地康雄君） よろしいですか。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書に入ります。

最初に一般会計歳出から入りますが、事項別明細書のページ数を申し上げますので、それによってご発言をお願いいたします。

なお、発言される際は、何ページの何々、ということ併せて申し出てください。

それでは、42ページから65ページ下段までの第1款、議会費と第2款、総務費全般について、ご発言ください。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 45ページ、これ町長交際費になるわけですが。先程の質問とダブるんですが。交際費についても、かなり配慮されたと思うんですが。この交際費は

前年度よりもむしろ増えている傾向にあるわけですが。この増えた理由、必要だから増えたんでしょうが、どういうところに増えたのか。また、前議会で私が申したように、町長自ら公開をするということですから、いつごろ公開してもらえるのかどうか。

それとですね、46ページ、職員の健康診断ですが。これがですね、昨年度はですね、よりも40万程増えているわけですが。何か特別な検査をやったのかどうか。健康に留意するという事は良いことですから、これは構わないことなんです。何か特別なことをやったのかどうか。

それとですね、50ページ、下段に広告料とありますが、何の広告なのか、どうかですね。

それと52ページ、地方バス生活路線維持、これがですね、100万9,900円。前年度288万使っているんですが。これ半減以下なんです。これ程減らして何か住民生活に影響あるんじゃないのかなと思うんですが、そのあたりをよろしくお願いします。

委員長（菊地康雄君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 交際費について申し上げます。

交際費につきましては、ご承知とは思いますが、昨年ですね、名誉町民が亡くなった時にその分ですね、100万円補正させていただきました。その分を差し引きますとですね、これから100万円引きますと270万程度の支出となりますので、ここに残った不用額82万4,000円というのはですね、そのまま不用額ということになりますので、前年度から比べますと交際費はだいぶ減額になっている状況にあります。次に、健康診断でございますけど。健康診断につきましては。失礼しました。それから交際費の公開でございますけど、財政公表がですね、11月に財政公表行いますので、それに併せてですね、昨年ですね、能登議員の質問にお答えしたようなやり方で、交際費の公表を行っていきたいと思っております。

次に、職員健康診断でございますけど。健康診断につきましては、当初ですね、予定していた以上にですね、逆に予算が、不用額が出たわけでございます。これはですね、従来ですね、本人の希望するところの人間ドックを、その病院ですか、を受けることができたんですが。今、割り当てが来ております。従いまして、現在ですね、病院数が四つくらいの病院で、厚生病院と清水の赤十字病院、それから帯広第一病院、この三つの病院ですね、割り当てされているんですが、それぞれですね、その病院によってはですね、それぞれの検査項目や何かやで、単価差が生じております。従いまして、そういう単価差が生じた関係で逆にですね、不用額が出たということでございます。従いまして、新しい分野のですね、検査というのはしておりませんが。逆に、従来やっていた分野でですね、病院によっては単価差ができて安くなってきているという分野もありますのですね。定期検診等でですね、若干、受診する人が少ない項目があったためにですね、全般的に不用額が出ているような状況でございます。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長（鈴木政輝君） 50ページの広告料22万6,600円でございます。5目の企画費の中で総体的に7年度から実施しました山村ふれあい事業の一つでございます。これにつきましては、東京方面及び札幌方面に対する雑誌の掲載によって募集をしたということで、この金額になっております。

それから地方バスの維持の補助金でございます。このバスにつきましては、十勝バ

スと拓殖バスが従前から該当になっている事業でございます。これ路線バスでございますが、その事業の経営の状況に応じてですね、町が補助をするというような仕組みになっております。最終的には、今回、拓殖バスについてのみということになりましたけれども。事業の収入が上がりますと、その分については町から出す必要がなくなるというのが大筋の内容でございます。特に、バスの運行についての影響はございません。

委員長（菊地康雄君） 次ございませんか。委員、松尾為男君。

委員（松尾為男君） 1点だけですね、要望含めてなんですが。43ページですね、19節、警察友の会ですね、2万円の負担金なんですが。これ前にも説明を求めたことがあると思いますが。私、考えますのにはですね、この警察友の会の発足の趣旨からいってですね、議会費として出すのはどうかなというような気がするんです。議会費の方から出すとしたらですね、少なくとも議員協議会の中でその内容、趣旨、それから現在がですね、どういうことで行われているのか含めてですね、十分、全体が理解した上でなければですね、議会費として計上するのはちょっと趣旨に合わないんじゃないかというような気がするんです。その点ですね、検討していただくことができるかどうか、お伺いします。

委員長（菊地康雄君） 議会事務局長、富田秋彦君。

議会事務局長（富田秋彦君） お答え申し上げます。

昨年あたりもですね、同趣旨の質問があったわけですがけれども。これは、ご承知のとおりですね、警察署管内3町で構成されているわけですがけれども、それぞれの町長、並びに議長が構成メンバーとして加入しておりますし、同時にその中でですね、認められた民間団体、会社等もそうですけれども、こういったかたがたが加入をしております、おおよそ80名、団体というふうにお聞きをしております。内容等についてはですね、そういったそれぞれの警察に対する地域的なバックアップと申しましょうか、レクリエーション、あるいはいろいろな各種の団体に、事業に対してですね、側面的にバックアップをするというのが、この団体の目的、趣旨、ねらいでございます。もっと申し上げますと、ここ新得警察署管内だけではなくてですね、全道、あるいは全国的なレベルでこうした警察友の会の組織が組織をされているというようなこともお聞きをしております。そんなことで、もし、これ議会費でございますから不明な点があればですね、また、議会の中でですね、いろいろとご相談申し上げた中で将来的な方向性を決めていくというのはやぶさかではないのではないかとこのように思っております。

委員長（菊地康雄君） よろしいですか。次。委員、宗像一君。

委員（宗像一君） ちょっと53ページの補助金になるんですけれども。新得町連合町内会ということで、補助金を出しているわけなんですが。これは、町内会の数ですね、おそらく新得町のですから農村も含まれていると思うんですけれども。どのような形で支出をされているかちょっとお尋ねをしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答えいたします。

現在、新得町には、新得市街、屈足市街、あと農村部を合わせまして96の町内会がございます。それにつきまして、運営費の補助ということで、平均割ですとか、戸数割、距離割ということで各町内会に支出してございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像一君。

委員（宗像一君） 実は、新屈足の件でちょっと恐縮なんですけれども。あそこの

戸数も最盛期の時には27戸程あったわけなんですけど、今、11戸という状態なんですね。それで、あそこの公民館でなくて、あそこ、私、34区公民館だと思ったところが、福祉会館なんですね。それで、あそこの維持管理したらおかしいですけど。あそこに電話だとか、電気料関係がですね、あの部落の人たちが出しているということでございまして、そんなことをしていると1戸当たり2万円以上のそういう負担金が掛かるということで、11戸の中で2万以上。また、いろいろと聞いてみますと、あそこの福祉館ですが、34区福祉館となっているようですけれども。あそこは選挙の投票所に使われたり、また、レントゲンの関係、福祉関係にもそうやって使われているわけですが、そういった時を見る時に、どうも何て言うんですかね、公民館的な役割と申しますか、一応、電話はなきゃああそこだって、いろんな関係で困るでしょうし、そういったことを考えると、電話料、電気料は、一応、町の方で負担して上げてはどうかというふうに思うんですけれども。そういったことで一応検討いただけないかなとかように思うわけです。電話料なんかどれだけ払っているかと聞きますと、月に基本料金だけで二千五、六百円掛かってんだそうですね。使ったのは自分で持つとしても。そういうようなことで非常に金額的にも高いというふうにも思われますんで、そこら辺の検討して上げてはどうかと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 答弁はいりませんか。

（「答弁、これからのあれなんで、もし頂けるものでしたら、頂けるものでしたらお願ひしたいと思いますけれども」と言う者あり）

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 今、保健福祉館と言ひ方されましたけれども。保健福祉センターの中に載っている保健福祉館ではありません。新屈足の公民館ということで設置されております。それで、電話代の関係でございまして、それぞれの各地区の公民館、あるいは福祉館の電話料等につきましては、それぞれの構成地域で負担されておりますので、うちの方で単独で補助しているところありませんので、今後もその辺は地域でいろいろ対応してもらいたいというふうに考えております。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） そういう形であればですね、あれ普通家庭であれば1,400円くらいの基本料金なんですね、1,410円くらいですか。それがあそこ二千五、六百円掛かっているんですね。何かいい方法をやはり講じて上げなければ、やはりいろんな形の中であそこ集会所からいろんな形で使っているわけですが、やはり、何ですか、投票所だとかそういったものに使うにしたら、やはり電話必要だと思うんですよ。ですからこの際できうればやはり町の方で負担して上げるとかという形をとって上げる方が本筋でないかと思うんですが。その辺、検討していただきたいと思いますが。

委員長（菊地康雄君） 助役、高橋一郎君。

助役（高橋一郎君） ご質問のご趣旨、誠によく分かるわけですが、町内には、市街地、あるいは周辺農村地域、合わせて非常に多種多様なそういう公民館的な施設がございまして、基本的にですね、それぞれ自主的に運営をしていただくと、こういう建前で進んできております。これを特定の地域だけ、戸数が減少したからといって、これを援助申し上げるといようなことになると、各地域全体に波及してくるもので

ございます。例えば、一例を申し上げますと今の34区福祉館についてですね、仮に電話の維持が不可能ということであれば、今、非常に電話なんかの形式も変わってきております。携帯電話等も相当多くのかたがお持ちでございます。そういった意味で、方法によってはですね、常設の固定的な電話が必ずしも必要かどうか、こういった点も地域で是非ひとつご相談いただくようにアドバイスは申し上げます。基本的にそういった福祉館、あるいは母と子の家、あるいは寿の家とこういったような非常に多様な集会施設がございますので、あくまでも基本的には、それぞれの地域でご運営いただくとそういうことが基本でなかろうかと思っております。また、選挙等で町が利用させていただく場合には、それなりの使用料をお支払いするようにいたしております。その点ひとつ是非、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 次、ございませんか。委員、広山麗子君。

委員（広山麗子君） 51ページの13節の委託料ですけれども、これラジオ番組だとか、体験ツアービデオ制作の中身と、それと今後どのような形の中で利用されていくのかお聞きしたいと思います。

それと53ページの19節の夢基金事業の補助ですけれども、この平成7年度の事業の中身もお知らせ願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長（鈴木政輝君） お答え申し上げます。

田舎町体験ツアーの記録用のビデオ制作ですが、この事業につきましては、先程も広告料の方で質問がございましたが、平成7年度から事業を実施してきております。これ補助事業なんですけれども、補助を受けて都市と農村の住民との交流を図る事業でございます。初年度ということもございまして、今後、続けていくことを前提にしながら、この田舎町体験ツアーの記録用のビデオを制作をいたしました。これは、都会に行って、このビデオ見せながらですね、募集をする時もありますということで用意をさせていただいたところでございます。総体的には、平成7年度は東京からのかたがこちらの方に来られまして、交流を図ったわけですが、今後は、平成8年度、今月の末に予定しております。これは東京班とそれから札幌班に分かれまして、町民のかたとの交流、あるいは農村の中での体験をしていくという事業でございます。今後も、この事業につきましては継続をしながら都市と農村との交流人口を増やししながら、最終的にはできれば定住人口につなげていきたいという事業でございます。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答えいたします

平成7年度の夢基金事業でございますが、新得商工青年部によるニューイヤー花火大会とそれから新得高校ボランティアグループ、オダッシュのオリジナルウインドブレーカーの製作と、あと6年度の継続事業でございます北海道バイオ研究所の人参健康食品開発と新得ゼミナールのコンピューターシステムによる活性化事業でございます。

委員長（菊地康雄君） よろしいですか。

それでは次に進みます。

65ページ下段から79ページ下段までの第3款、民生費全般について、ご発言ください。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 66ページ、敬老金の問題です。新聞報道によりますと、新得町も敬老金を徐々に減らしていくと。今、75歳で2万円支給されているわけですが。

徐々に一応80歳程度というふうな報道されてましたけれども。これ非常に喜んでいる人もおられるだろうし。これをこのお金を何か福祉のものに有効に使うという考えだと思うんですが。どういうものに使っていくのか、いく予定があるのかどうか。それがなければね、減らすことはちょっと感情的に無理なんで、その辺を明確にさせていただきたいということでもあります。

それと68ページ下段、手をつなぐ親の会のことなんですが。これ私、少し興味ありまして総会にも、発言権はないと思うんですが、出させていただきましたが。ちょっとビックリしたんですね。親の会というんでなくて、障害を持っているかたの親でなくて、障害を持ってない人ばかりの集まりなんですね、大人のね。むしろ正確に申しますと、手をつなぐ親の会の後援会と、そういう感じなんですが。私は、これ非常に大事なんですね、むしろね、課長もよく分かっていると思うんですが。実際、障害持たれているかたの親が参加しづらかったら駄目なんですよこれね、参加しやすいような方向に持っていけないのかと。初歩的な問題なんですけど、障害持っているかたのですね、親が、せめて泣き言でもいい、愚痴でもいい、そういうものを話せる場が必要だと思うんです、少数でもいいからですね。ああいう中にポンと入っていけば、おそらく何も言えないと思うんですよ。そういう場に変えていく気はないのかどうかですね。

それとですね、以上ですね。よろしくお願いします。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） お答えいたします。

1点目の敬老金でございますけれども。今、担当内部でいろいろ各町村の動向を見ながらそれぞれ検討している状況でございますけれども。これは、期待しているかたも大変多いということも聞いておりますし、実際、私どもが持って歩いて大変感謝されるという部分もありますので、その辺の気持ちも大切にしながら具体的な方法についてはこれから検討いたしますけれども。いっぺんに年齢の引き上げをするつもりはありません。例えば1歳引き上げるのに2年から3年掛けながら、来年、期待している人を裏切ることとなりますので、それを2年間隔にするのか、3年間隔にするのか、これからですけれども。そういった形で年齢の引き上げを図っていきいたいというふうに考えております。そのできた財源につきましては、当然、在宅福祉の方にそれぞれこれから回していきたいと。特に介護保険等も出てきますので、そういった財源に振り向けたいというふうに考えております。

それから、手をつなぐ親の会、ご存じのとおり現在、それぞれ支援させていただく40数町内会が、それぞれ会費を納めていただいて、支援いただいております。今年は、おかげさんで役員会等も回数、例年より増やしまして、実施いたしましたし、確か8月の下旬にですね、障害を持つかたにご案内をいたしまして、子供さんと親御さん、父兄のかたと一緒に狩勝高原の方をレクレーションやりました。その時にちょっと人数はつきりしておりませんが、5家族くらい参加いただきました。それで今、役員会で話し合いしていますことは、もう一つはそういった親の人がたの溜まり場が必要だろうという形もありまして、ここ石本議員さんおりますけれども、身障会館あたりで、月1回くらいそういった親の集まりの場を設けてはどうかということで、今、役員会で具体的になっています。それからそういった形で少し親同士の交流、子供同士の交流をしよう。具体的な話が出てきておりますけれども、普段の日は到底親子で出ることのできないので、日にちの設定は日曜日にしてほしいとか、そういったあれも具体的に詰めて

ございます。それから会員の関係ですけれども、昨年までは5名のご父兄のかたが入っていただきました。今年、今のところ、声掛けていいですよといわれたのが5人ということで、今のところ10人やっと集まってきたという状況です。これからもこういった対策に力をいれていきたいと思っています。

委員長（菊地康雄君） 次。委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） ちょっと、67ページですか、19の負担金の関係なんですけれども。この不用額が非常に増えているんですけれども。これは、良い方に解釈すると、非常に福祉の関係ではそういった思ったより軽くすんだという形で解釈したんで、そういうふうな解釈されていいのかどうかということですね。

それから68ページの補助金で、ヘルパー、介護ヘルパー事業の関係なんです。これどういったような形をされているのか。恐らくヘルパー、ボランティア関係のヘルパー関係があれされているんでないかと思うんですけれども。これ平成7年度も不用額が、決算額が減っているところにもってきて、今年も非常に昨年度から比べると250万程予算が減になっている、使われた金額が減になっているんでね。それで、そういった減になった大きな理由、また、ヘルパー登録には何人ぐらいおられるのか、ということでひとつお尋ねしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） お答えいたします。

初めに補助金の不用額が多いという部分でございますけれども。一つは、社会福祉協議会の体制が、人が変わりましたので、人件費が、社会福祉協議会の運営費に対する人件費が減額になりました。だいたい100万くらい減額になったような状況です。それから遺族後援会、これは招魂祭の行事の変更等によりまして、約12万程減額。主な内容はですね。それから老人クラブ連合会の方も若干減額になりました。これは、毎年やっております温泉旅行、トムラウシ温泉旅行の参加者が減になったという部分でございます。それからわかふじ寮の建設事業補助金でも不用額が出ました。これは、入札執行残の部分でございます。それから身障者スポーツ大会も減額になりました。これは、雨のために競技が実際されなくて、カラオケ大会に切り替わったと。そういうことで運営費の中身がそれぞれ減額になりましたので、こういった形で不用額が出たという状況でございます。

それから看護ヘルパーの関係でございますけれども。この看護ヘルパーにつきましては、現在、狩勝寿事業団にお願いをしている事業でございます。今、ヘルパー、実質的に今現在は4戸のところ派遣をしております。例年、人数が多かったんですけれども、それぞれ亡くなったり、そういった形で施設入所とか、病院入院とか、そういった形で利用者が減ったということで、それぞれ減額になってございまして。これはうちらの方で行く回数とかでなくて、希望者が少なかったために減額になったという状況です。20日まで、具体的に言いますと、月20日まで1日7時間ですか、狩勝寿事業団から看護ヘルパーが在宅のお世話にまいります。その内4,200円を町が補助しております。20日オーバーした部分はそれぞれ各自払いという形になっている制度でございまして。寿事業団から各在宅の方に派遣されているヘルパーの部分でございまして、先程も言いましたけれども、亡くなったかたもおりますし、入所されたかたということで、利用者が減って予算がそれぞれ少なかったということでございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） その何て言うんですか、研修関係、そういった人たちの研修関係という形は、特別する必要はないんですか。それともその寿事業団で、そういったことはされているんですか。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） この看護ヘルパーにつきましては、寿事業団のかたの方で運営されておりますので、特に大きな研修とかいったものは、今までやってございません。なお、付け加えますけれども、今年の春ですか、行いまして、3級ヘルパーの資格を取ったかたで、冬の間、このヘルパーに登録されているというかたも数名おります。

委員長（菊地康雄君） ほかございませんか。委員、広山麗子君。

委員（広山麗子君） 67ページの15節の緊急通報システム設置についてですけれども。当初、1年に30世帯ずつ計画をなされておりましたけれども。この緊急通報システムについては、申請されるのを待ってではなくて、人数の掘り起こしもされているんだと思いますけれども。その実態ちょっとお話していただけたらと思います。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 緊急通報システムにつきましては、現在96戸に設置されてございますが。それぞれ毎年、30戸ずつ予算計上してきたんですけれども。昨年あたりから希望者が若干、どうですかと言ったんですけれども、まだそういったもの世話になりたくない、という返事です。数的に伸び悩んでおりますので、現在、予算計上している部分は20戸ですけれども、希望があれば補正なりしてですね、対応したいというふうに考えております。なお、この独居老人だけにはこだわっておりません。現実的に障害があって、状況が大変だという部分については、障害者のいる家庭についても、独居でなくとも、2戸程設置をさせていただいておりますので、特殊なケースがありましたら、いつでもご相談乗って、これからもやっていきたいというふうに思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、広山麗子君。

委員（広山麗子君） 希望がないということですが。今、高齢者住宅が建ち並んでおりますけれども。あの高齢者住宅にしても、本当に若い人が入ってますけれども。上下との関係だとか、見守り体制だとか、いろんな形にはなっていないはずなんです。ですから、一般の住宅に入っていると同じような形になってますのでね、これから先、年を重ねるごとに、やっぱりそういった緊急の場合だとか、いろんなことが予想されるわけなんです。そういう所に初めからね、この緊急装置を設置するような形は考えてはいないんでしょうか。お願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） お答えいたします。

今現在ですね、操作等が大変ですし、今、誤作動によりますと、電話料が増えるという状況もございまして、あくまでも本人がそういった、あと協力員が3名必要です。そういった形でありますので、うちのあんしん電話の設置の検討委員会の中でも、いろいろ出たんですけれども、やはり本人が希望される部分について設置していこうということをも基本的に進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） それでは次に進みます。

79ページ下段から88ページ下段までの第4款、衛生費及び第5款、労働費全般について、ご発言ください。

質問ありませんか。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 81ページ、医師住宅改築の件なんです。これ梅木医院の住宅だと思うんですが。いろいろガタガタありまして、やっと出来たのかなど。これ問題は、それはいいんですが、以後またトラブルがなかったのかどうか。それと問題はレントゲンなんですよ、住民と直接関係あるもの。このレントゲン室へ行くのに別個に、医院と住宅は別に建てていますから、現在どうしておられるのか。これそれと建築法との関係もある、消防法との関係もあると思うんですが。どう対処されているのか。お聞きいたします。

それと82ページ上段、補助金なんです。昨年までずっと医療懇話会という項目がありましてね、私は好きでないんですが。ずっとあったんですが、消えている。どうしてなくしたのかどうか。これお願いします。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 医師住宅の関係ですけれども、5月からそれぞれ入居をしていただきました。レントゲン室の部分ですけれども、10月に入札いたしまして、1か月くらいの工期です。住宅と診療所をつなぐ予定をしております。その中で、レントゲン室の通路も確保したいというふうに考えております。現在は、踏板ですか、それで必要な場合、そちらの方に行く状況になってございます。

医療懇話会の関係でございますけれども。前年度の予算残がありましたので、補助金ですので、7年度は支出しなかったという状況でございます。中身については、懇話会については、だいたい回数は予定どおりやっております。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） レントゲン室と病院を、今、踏板で通してやっているということなんですが。これいずれ、つなぐと。私、聞いたのは、それで、消防法とか、建築法はどうなんだと。関連はどうなんだということでもあります。

それと、医療懇話会、懇話会という名前が、この中に出ているのは、多分ここ1件だと思うんです。あとは、研究会とか、検討会とかしれませんが。そういういかにも勉強しているという感じがするんですがね。懇話会というのは、あくまで何か、懇親のためにしか聞こえない項目ですよ、懇話会というのはね。これ今後どうするのか、どうするって課長が言える立場でないかもしれませんが、私はこういうものはですね、続けるのであれば名前を変えるとかね。飲み食いに使うような名前するなら、できないのなら止めてしまうとかね。それいろいろ判断あるんでしょうが。もう1回答弁お願いします。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 渡り廊下の部分につきましては、消防とも十分打ち合わせをいたしまして、不燃物のもので、法に触れないような範囲で設計されております。

それから医療懇話会の関係でございますけれども。お医者さんがたの懇談の場の時に、今、言われたことを提案して、それぞれその場で提案してみたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） ほか。委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） 82ページの補助金の救急医療対策の関係になるわけですけれども。非常に病人というのは、夜間とか、日曜日、祭日というのが、非常に患者が多い

わけなんですけれども。そういった関係の中で、必ずしもそういった時ばかり運ばれているという形でないと思うんですが。他町村への患者も非常に多いわけですね。そういったことで、どういうことかとする、地域の医療機関がきちっとここは内科関係しかないというようなこともあって、そうなんだということなんですけれども。例えば、お客さんの方がですね、直接そういう休日関係に、お客さんて患者のかたですね、家族の者が当番医、帯広の当番医に連れていきたいといった形が、もし出た場合には、そういった形の対応をしているのかどうか。また、そういったことで、助言していただけるのかどうか。そこら辺ちょっと聞いてみたいと、そう思いますので、ひとつよろしく願いしたいんですが。

委員長（菊地康雄君） 助役、高橋一郎君。

助役（高橋一郎君） 日曜日あるいは休日に、町外の当番医の方へご家族が連れて行きたい、基本的には、私どもが、今、とっているシステムはですね、あくまでも一次医療、二次医療、三次医療という医療圏の問題がございますので、消防の救急体制との絡みですね、町内の在宅当番医の紹介でもって、いわゆる帯広、あるいは芽室、こういった三次医療圏的なものへの搬送をいたしている状況でございます。ご家族が、直接、当番医へ連れて行かれない場合は、これはご家族の方からそれぞれの掛かり付けの病院だと思っておりますのでね、病院の方にご照会いただくより方法がないのではなからうかと、このように思っておりますが。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） 最近、非常に脳卒中関係の患者が多くて、緊急を要する場合あるわけですね。そうすると、救急車をお願いすると、どうしても地域の病院に連れて行かれると。それは、遅れたら、15分遅れると、もう何か月もの医療期間が長くなるんだという形の中で、非常に緊急を要する時に、直接、帯広のそういう専門的な医院連れて行きたいというような形が非常に多いわけなんですけれども。救急車の態勢としては、まず、命をまっすぐ地域の近間に入れてという形は分かるんですけれども。そういった時にですね、当番医がどこであるのかということのあれはちょっと、普段そういった点で分かんないもんですから、それを例えば、消防署に聞いたら、今日の当番医はどこですよというような形を教えてください、また、こっちから患者を運ぶんだという形の中の体制のそういう段取り言いますか、そういったことをしていただけるのか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。それはできないもんなんですか。

委員長（菊地康雄君） 消防署長、加藤周三君。

消防署長（加藤周三君） お答えいたします。

先程、助役さんの方からお話ありましたように、当番医制をとっておりますので、まず第一、町内の病院に搬送するというのが原則にしております。従いまして、そこから清水、あるいは芽室、帯広等に搬送する場合には、医者の指示というような形をとっております。以上でございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） といいますと、例えば電話聞いて、帯広のそういう脳外科なら脳外科、今日どこが開いてますかといったような対応に対しても、ちょっと救急車を頼まなかったらできないというような解釈なんですか。

委員長（菊地康雄君） 消防署長、加藤周三君。

消防署長（加藤周三君） 直接、家族のかたから依頼あって、直接、帯広の方に行く

というような形はとっておりません。ただしですね、今、お話のありましたように長いこと帯広の病院に入っておられたかたで、一時的に退院されたという場合にはですね、直接、行ってくれというお話があるんですが。この場合もやはりその掛かっていたお医者さんの方の了解を取りながら、搬送するというような形をとっております。

委員長（菊地康雄君） 次。委員、森 清君。

委員（森 清君） 今、宗像さんの関連でちょっとお尋ねするんですけどね。消防の方のとか、今の説明がちょっとね、うまくないんですよ。一旦、新得の町の病院に入るけども、その患者の重要性に応じては、看護婦さんが付いたり、それから点滴をやるとか、いろいろな手当てをして帯広の方に転送するというようなシステムをとっていることを、私は経験しているから、これは良いことだなというふうに理解をしているんで。その辺もちょっと勉強してほしい。以上。

委員長（菊地康雄君） 次。よろしいですか。

それでは、次に進みます。

88ページ下段から104ページ下段までの第6款、農林水産業費全般について、ご発言ください。

質問ございませんか。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 91ページ、毎度のことなんですが、フライト農業なんですが、もう赤字はどうかのことは、私は言う気もありません。しょうがないことですから、これはもう。ただ、ずっと言われておりますように多目的利用をしたいんだと。そういうような答弁がいつも返ってくるわけですが。平成7年度におきましてね、それをやるためにどういう努力をされたのかと。全然、私、やりたいとは聞くけれども、何かどうも進んでないような気がするんで、どういう努力をなされたのかと、それ一つ。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、小森俊雄君。

農林課長（小森俊雄君） お答えいたします。

まず、多目的利用につきましてはですね、現在、フライトをやる場合に相当に町から持ち出しをしていると。ですから、これ以上、経費を掛けてですね、また、事業をやるということはちょっと不可能だというふうに、私は考えております。ただ、やはり経費を掛けないで、やはり農道空港有効に使う手段はないかということで、私ども、今、苦しんでいるところでございます。ただ、現実の8月の末にですね、農林省におきまして、全国の農道空港を農産物輸送を主体としますけれども、もっと多目的に利用できないかという、全国的なですね、話し合いを持たれております。で、また、11月の中にもですね、もう一度、2回目というような形でそういう話し合いを農林省を交えてですね、今、検討している段階でございます。ただ、非常に一農道空港だけでですね、どうかのこのこと言うことは、今、ちょっと私どももアイデア不足と言ったら申し訳ありませんけれども、そういうことでちょっと悩んでいるところでございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 確かに、アイデア不足かもしれませんが。ただ、気に掛かっているのはですね、その農道空港に近い周辺のかたの、住民の理解はどうなんだと、やあ、それ以外、農道空港使ってもらったら困るんだと言っているのか、それとも多目的に使ってほしいと言っているのか、その辺の判断というのは役場の中ではできると思うんです。どうでしょうか。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、小森俊雄君。

農林課長（小森俊雄君） 農道空港につきましては、設置した目的がこうですよということで、地域の住民のかたにお話をしたわけですけども。今、多目的利用ということも考えていますけども、やはり地域住民のかたの理解をまず受けなければならんと。それで、私どももですね、直接、地域のかたにもお話したり、また、地域のかたがお集りいただいて、こういう利用方法もあるんだけど、どうかという相談をしています。ただ、残念ながら合意に達してない部分があるということで、ご理解いただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） よろしいですか。委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 文教の委員の皆さんが質問されるので、僕も何となく尻が騒いできまして、ちょっと、一、二、質問させていただきます。

101ページですね、梅園下草刈りでございますが。あの梅園も創設いたしましたから相当の年月を経ているわけなんですね。そういうことで、決算審議にあたっては、その効果といったような点が重点になってくるわけなんです。この梅園ですね、今年天候が悪かったけども、去年は非常によかったはずなんです。そういうことで、収穫だとか、あるいは花の咲くころに、それを見においでになったかたがいるのかどうか。そういったようなですね、梅園の目的、設置目的にそった形になっているのかどうかを、ひとつ伺いしたいと思っておりますね。

同様にですね、次の102ページに森林交付税創設促進連盟、2万円というのがあるんです。新得にとっては、町域の85%以上が森林と、特にその中で国有林が大半を占めているという形の中で、この促進連盟によってですね、そういった交付税だとか、あるいはその他の監視人、あるいは国立公園の管理人、そういったもんが促進されていくならよろしいわけなんです。この促進連盟の効果ですね、活動、そういったものを教えていただきたいなど、こういうふうに思います。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、小森俊雄君。

農林課長（小森俊雄君） 梅園についてのご質問でございますけれども。下草刈りににつきましては、14ha程度やっております。昨年ですと梅が採れましたんで、町民のかたに還元ということで、町民のかたに梅を梅漬とか、梅酒用に販売してございます。ただ、残念ながら今年につきましては、天候不順で、花は咲いたんですけども、実がならんという実態でございます。今後の活用状況でございますけども、やはり今年も実施したわけですけども、花の時期については狩勝の梅園について今が見頃ですよというような、お知らせ広報で町民のかたにお知らせして見ていただくと。それともう一つは、まだ、草案段階でございますけども、梅園の木をですね、オーナー制度的なもので、少し町民のかたにですね、梅園を利用していただければということで、今、草案中でございますんで、今後、町民のかたと一体となった公園造りを進めていきたいというふうに考えております。

次に、森林交付税の創設促進連盟でございますけども。これ全国的な組織でございます。現在、活動段階と申しますと、森林交付税を創設してほしいというような、国のレベルの段階で事業展開しているわけでございますし。また、これができたから町村に交付税がどのように入るとか、これだけ森林のある町にとって恩恵があるかということで、具体的なことはですね、まだ、決められておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 先日ですね、確か中札内だと思いましたがね。国道沿いにすももの木が植えてありましたね。大変、国道沿いだということ、便利で皆さんの見えるところなもんですから、これもなかなか良い着想だったなということっております。梅もそれなりにですね、例えばすぐそばに焼酎工場があるわけですから、そこで梅酒作るなんていうことが出来ないのかどうか。そういったようなね、こと検討されたことがあるのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、小森俊雄君。

農林課長（小森俊雄君） 過去にはですね、梅を利用してジャムだとか、また、加工品にしたい、梅干にしたいというような研究はしたことはございます。ただ残念ながら商品化できてないということで。ただ、今後、梅がですね、確実に採れるということになれば、また、そういう研究の方に向けていきたいなと思いますけど。ただ、残念なことに、先程お話ししたとおり非常に隔年的な収穫ということでございますんで、今後、また違う面でも、また検討していかなければいけないかなというふうに思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 今のご答弁ですね、大変、重大なですね、ことがお話しされました。ということは、今後、梅がですね、確実に採れるかどうかということ見極めた段階でというお話ですよ。ということは、将来にわたってですね、梅が採れる可能性がもう低いというふうに判断。だとすると、梅園そのものをですね、考えて、見直していかなければならぬのかなというふうに思うんですよ。例えば、さっき言ったようなすもものは、もう北海道内どこでも採れるわけなんだけれども。ああいうものにするとかね。すももでなくともいいんですよ、ほかでもいいんですが。そういうように、効果がないものだったら、もう農道空港と同じように、改めて考える必要があるなと思うんです。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、小森俊雄君。

農林課長（小森俊雄君） 梅のですね、実がなる、ならんということは、気象に左右されるということで、私申し上げたんで。ただ、梅の場合はですね、交配というのは虫が交配、蜂だとか、虫が交配するわけですよ。ですから、天候が悪ければ、蜂や何か飛べないというような状態でございますんでね、天気が良くてですね、これから何年も、平成7年度どおり天候がなりますよということは、確実に梅が採れると思います。そういうことで、非常に採れない年もあるということで、ご理解いただきたいと思ます。

委員長（菊地康雄君） それでは11時10分まで休憩いたします。

（宣言 10時56分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時10分）

委員長（菊地康雄君） それでは次に進んでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

104ページ下段から112ページまでの第7款、商工費全般について、ご発言ください。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 106ページ、補助金の部分ですよね。そば焼酎の還元なんです。これ還元率、平成7年度はどの程度だったのか。よろしくをお願いします。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。

平成7年度につきましては、8月、9月とそれから12月と1月にかけて2回、実施させていただきました。その中で、8月の月につきましては、58.1%、それから12月から1月にかけて実施分につきましては55.2%の状況でございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） もう少し、僕はもっと高いのかなと。私の主張は、こんなの止めてしまえ、というのが私の主張ですが。やる以上、やるのであればですね、もう少し還元率が上がるんでなかったらですね、還元の意味がないわけですから。結局、半数近くが、要するに税金から取られているわけですから。町民還元という言葉には、ちょっと適さないということになってしまいますので。何か、これ還元率をですね、増やす方法というのが持っているのかどうか。ないのであれば、もう50%切るようであればですね、もう意味がないと思うんですが。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。

確かに、昨年の方につきましては50%台ということで、低かったわけですが、ただ、新製品の販売、これは2.7Lの紙パックが、初めて製造されたというようなことで実施しました。それから12月につきましては、実際にあそこで製造されております「北海道」ということで、720ml、2,200円という一番、あそこの商品としては高かった商品を一応紹介させていただきました。そんな関係で、若干以前より還元率が低かったのかなというように考えてございます。従来でみますと、やはり82%、それから70%、60%台という実績あるわけですが、今後につきましては、それぞれ町民の皆さんが手出しするなかでも、あまりご負担のならない商品で紹介するのも一つの方法かなと。ただ、昨年については、酒造公社で製造されている種類がなかなか分からないということだったものですから、新しいもので若干値の張るものを還元させていただきましたんで、実態としては低かったという状況でございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 106ページですね、負担金補助の関係で。補助金の中に木材振興事業19万円というのがあるんですね。新得は、森林の町で、営林署もあったり、あるいは民間にそれなりの木工芸愛好者が沢山いるわけなんでね。ところが、先程の林業関係で見ましてもですね、特にそういう木材を使う部分に対する振興というのがあまり出てないんですね。この商工関係でようやく木材振興事業というのが出てきたんだけどね、19万円なんです。予てから、やはり置戸だとか、津別だとか、ああいうところでやっているような、もう少し力を入れた木材振興をやらないのかということをやったことがあるわけなんですけれども。この形で見ると、実にりょうりょうたるものだなというふうに考えるわけなんだよね。ですから、今日は決算ですから、こういう形の中でステップとして、この次、将来もう少し木材振興にご尽力をいただきたいなと、こう思います。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。

この19節の木材振興事業の補助金の関係でございますけど、これ東北北海道中心にしました木材業界の皆さんで結成している会の方に補助をさせていただきました。これは、事業の内容といたしましては、山火事の予防の啓蒙ですとか、それから一つには看板を設置して木材の振興を図ろうというような形で事業展開されているわけでございますけど、そちらの方に補助をさせていただきました。今、後段の木材振興に対する対策ということでございますけど、平成6年度の段階では、地元の木材を使うという形の中で屈足のACC、カヌークラブの皆さんあたりにですね、機械の購入補助というような形でさせていただきました。それで、石本委員さんの方から、今、ありましたいろいろ恐らく木工の加工ということでございますけど、これにつきましては、それぞれ屈足でサークル作っているかたもおります。それから個人で本当に趣味としてやられているかたもおります。それから先般8月の上旬に日高支庁管内の方で放映になりました関係で、大変興味持たれまして、町の方にどこの町村だろうということで、実際に紹介等もきてございます。それぞれそういう段階で、今現在、進められているということでございまして、1団体の方に補助をしたりですね、そういう関係については少し控えさせていただきました。出来た商品等の販売等についてはですね、私どもイベントの中でも十分スペースを確保した中で、販売に協力をさせていただきたいと。製作段階については、それぞれ皆さんの中で努力もしていただきたいというふうに考えております。

委員長（菊地康雄君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） これまた、過去においてちょっと言ったことがあるんですが、今、屈足の郵便局がですね、移りまして、その跡、空き家になっているわけですね。ですから、やっぱり1度に立派なものを造らなくても、ああいう施設を活用しながら、徐々に直接的な木材振興の道をですね、探っていくということも必要でないかなと、こう思うんですね。ひとつ是非、ご検討いただきたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長（鈴木政輝君） お答え申し上げます。

商工観光課長の方から若干触れましたけども、木工の作品を研究しまして一つの団体が出来上がりました。今年度ですけれども、会長さんは吉武さんですが、この屈足木工研究会が如何にして木材の町をPRをしていくか、木工品をどう開発して売り出していくかということを検討されておりました。最近、機械も導入いたしまして、ようやく動き始めたというのが今日の状況でございます。町としても、可能な限りそういった品、製品についてはですね、活用させていただきながら、木工の町としてのPRをする。そして振興を図っていききたいと、こう考えております。以上です。

委員長（菊地康雄君） 委員、黒沢 誠君。

委員（黒沢 誠君） 105ページですね、13節の委託料で、この振興会館、いろいろこれ一般質問でもいろいろ振興策について議論あったわけでございますけれども、その後の状況はどうなっているのか、お尋ねします。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。

産業振興会館の関係でございますけど、昨年総会の席上、有効活用について十分検討するよというということで、この中の役員でひとつ検討してはどうかというので、昨年、

その役員の皆さんでいろいろ検討さしていただきました。その中で、現地、会館等の中を見せさせていただいたり、それからいろんな意見もいただきました。その中で、今年度これから更に詰めた中で、明年度に向けてテナント方式で募集をしてはどうかという一定の結論がでてございます。これに対する、今、それぞれ現在、中でお店を出してるといふかたもおりますし、その辺の調整等も図りながら明年度の段階で募集に入っていきたいというようなことで進めてございます。

委員長（菊地康雄君） 次にございませんか。委員、森 清君。

委員（森 清君） 106ページ、秋祭り活性化事業ということで150万使われているわけでございますけど。これは、こういう秋祭り活性化事業ということになるといふと、僕はこれお願いして150万付けてもらった科目だと理解しているんですけども、これ暴力追放出店対策費として、これお願いをしているわけなんです。秋祭りの活性化ということになると神社に対する、新得と屈足がもらっているということに理解されるんで。この名称を僕はやはり暴力追放出店対策費ということで、露天商のほかから来る暴力団のこれを締め出すための策として作った。そして地元のかたがたが手作りでやることについてのいろいろなご援助申し上げるといふ趣旨のもんだから。だから、このあれをちょっと変えたらいいんでないかなというように考えますので。以上です。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。

今のご指摘の補助金の名称の関係でございますけれども。実は、新得地区の秋祭りの実行委員会の中で、今、森委員さんの方から発言されたようなご意見等も出ておりましたので、今後、ちょっと検討したいと考えております。

（「関連して」と言う者あり）

委員長（菊地康雄君） 委員、千葉正博君。

委員（千葉正博君） 関連して一つお聞きしたいんですけども。この活性化事業という名の下に、屈足においては出店するところに1万だかの出店料を出すというふうなことを伺っておりますけれども。新得においては、逆に出店する人から金をもらうと。そういうふうには伺っている。何故、そういう状況なのか。やはり活性化のためには、出店する人に補助を、こういうふうには町としても出している以上、事業をする方においても、補助をするというのが建前ではなからうかと思うんですけども。逆に新得は取っているというふうには聞いておりますが。その辺どのようにお考えでおりますか。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 新得の出店部会という形で検討しておりまして、部会の中で少額的な金を頂いているということは聞いてございます。これにつきましては、当然、終了後のゴミの搬出等やるわけでございます。これについては、今、当日、搬出できないということで、業者をお願いしている経過もございまして。それから屈足の分につきましては、今年度については、それぞれ1か所に集まったということも聞いてございますけど。従来は、それぞれ自分の商店の前でやられているという話も聞いてございます。新得の場合につきましては、一堂にしまして電気の配線ですとか、いろいろありまして。それから電気の玉等の消耗品程度を見ていただくということで、頂いた経過がございまして。今年度についての決算についてはちょっと、私、まだ聞いておりませんので、分かんないかと思っておりますけど。事務局の会議の中では、その辺については十分、町も助成しているんで検討していただきたいということは申し入れはしてございます。

委員長（菊地康雄君） 次ございませんか。

（「次」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

113ページから123ページ中段までの第8款、土木費全般について、ご発言ください。

質問ございませんか。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 119ページ、拓鉄公園整備計画調査ですが。この拓鉄公園なんですけど、これこの時点でですね、基本の構想などあったと思うんですが。どういうふうな公園にもっていきたいのか。これ明確にですね、示していただきたいんですよ。というのは、いつも不思議に思うんですけども、プールでも何でもそうでしたけども、実施設計に入ってから、ああだこうだ、ああだこうだ、ああだこうだと、こういろいろやるわけですね。実際大切なのは、この基本構想、基本設計のあたりにですね、住民の意見を聞くなり、何だかんだする、してほしいわけですよ。設計に入ってからですね、ああだこうだと言われてもですね、非常に困る。補正なり予算でですね、分からないあいだに予算を承認してしまう、という形が非常に目立つわけがあります。それで、拓鉄公園に関してはですね、実施計画の予算を当初組んでたわけですが。まだ決まってないということはですね、ありえない。どういうものにするというのは構想持っているはずなんで、是非、教えてほしいということ。

それとですね、121ページ、委託料で単身者住宅清掃というのがあるんですが。以前にも議会にですね、質問、ほかの議員さんからあったと思うんですが。この掃除をなされているかたですね、冬場、寒いのに水でですね、ふき掃除をしていると、どうにか出来ないかというような質問、確かありました。これ7年度にはどういうふうに解決されたのか、まだ解決されてないのかどうか。よろしくお願いします。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

拓鉄公園につきましては、7年度で町の基本構想プランは出来ております。それを踏まえまして、8年度でそれぞれ検討委員会を設けまして、お知らせ広報でお知らせしまして募集いたしまして、今現在、検討委員会で検討している最中でございます。ですから、その構想を基にですね、実施に向けての検討を今現在しているところです。9月末を目処に、今、最終段階に入っております。

それから単身者住宅の清掃の関係でございますけども。昨年、ご指摘ございまして、清掃しているかたとお話いたしました。お湯を出すようにするとなれば、かなり費用も掛かるんですけども、どうでしょうかということで、お伺いしましたら。いや、私たちがやっている限りこれで結構でございます、というご返事をいただいております。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 拓鉄公園の件なんですけども。例えば、私、聞いた、どういう公園にしたいのか、今、検討中というのはもう遅いんでないのと、本当は言いたいわけですよ。もう実施設計の時には、もう出来てなければならぬはずなんです。実施設計に入る時にはですね、もう財政的にここに無理があるよとか、ほとんど修正段階と言うんですか、住民の意見も確か修正しなければ出来ない部分がありますよという理解の部分だと思っております。今の段階でまだ、検討してまます、検討してまますと。今度また、議会でしたらああだこうだこうだと、また覆される、住民が不信を持つ。こういうよう

なこと、私はですね、繰り返したくないわけですよ。で、拓鉄公園はですね、いわゆる一般的な公園にしたいのかですね、自然とふれあいを重視してやるのか。そのくらいは分かっていると、構想にはあると思うんですよ。それミックスさせたものにするのかですね。私これ非常に興味ありますのでね、これまた実施設計これ予算通ってしまいましたけども。どう変わるのかと、まだクルクルクルクル変わるのかと。非常に疑問を持つわけです。前回の議会でもそうですけども。ランニングコースなんかも急に出てきてしまったりですね、あまりちょっと突発的にいろいろ出てくるんで、もう少しですね、明確に、今の段階はどうなんだよというのがですね、知らせる必要があるんじゃないですか。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 実施設計につきましてはですね、業者の方に委託してございますけども。業者と一緒にですね、検討委員会の委員のかたと一緒に、今、実施設計の詰めを行っておりますんで、もうじき実施設計が出来上がるということで、来年、事業に向けて進めているところでございます。

委員長（菊地康雄君） 助役、高橋一郎君。

助役（高橋一郎君） 今、補足してお答え申し上げたいと思います。

実は、拓鉄公園につきましては、総合計画が完了して議決をいただきました時に、併せて新得町の全町公園化計画の中、その計画書お配りした中でも、町の基本的な考え方というのご説明申し上げていると思いますが、なるべく現在の自然の形を保持した形で、そして町民が自然の中で憩えるような公園にしたいと、こういうのが町の基本的な考え方でございます。今、先程、課長からご答弁申し上げましたように、検討委員会の皆さんで非常に論議を尽くしていただいております。それぞれのお立場から非常に専門的にも研究されまして、例えば、あの拓鉄公園の中に池がございますが、その池の中の昆虫、あるいは水中動物等をどういう形で保全していくか、その水をどこからどういう形で求めるかというような、非常に細部にわたる検討が、今、行われております。従って、私どもが予想した、より以上に深い論議になっている反面、期間が非常にかかっております。いずれにいたしましても、新得町の将来にわたる非常に大きな、ある意味での大きな問題でもございましょうから、後で後悔しないように十分論議を尽くしていただきたいと、そういうようなことで、きちっとした検討委員会の結論が出るのが遅れておりますが、これについては時間をひとつお貸しいただきたいもんだなと、このように考えております。そうしたことで、町の基本的なそういう方針にのっとって検討も進められております。従って、あくまでも、自然公園とした形、そして池をなるべく原形に近い形で将来とも残すということ、そして遊歩道程度の施設、こういった形が考えられるんでなからうかと。今の段階ではそのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 今、能登委員の方から話のありました拓鉄公園に関連してです。今、助役さんから答弁をいただいたんだから、それで収めればよろしいわけなんです。どうも話を聞いておりますとですね、拓鉄から寄附をされた部分だけについて公園を考えているということですよ。そうしますとですね、例えば、芽室の中央公園だとか、あるいは清水の清美ヶ丘公園だとか、ああいった規模に比較して、また、ちやちなものが出るなあという感じがするわけですよ。ですから、私は、かつての森林組合のチ

アップ工場あった辺りから清野さんにかけてですね、あの辺一帯もできれば買収して、あれ全体を公園化していくようなね、構想を持ってね、やっていただきたいなど。多分、職員の皆さんの中にもそういう声を上げている人がいるんでないかと思えますよ、積極的に。ですからそういう声をできるだけ取り上げて、将来、今、助役さん、将来、悔いのないようにとおっしゃったんで、将来、悔いのないような公園をですね、造っていただきたい。実は、ちょっと話聞きましたけども。屈足のね、幼児スクールと言ったかな。子供たちのためのね、教室で、幼児教室で、遠足をするというのに、新得に適当な遊び場がないから、清水の中央公園に連れてって遊ばしたと、こういう話をして、大変ね、情けないような気持ちになるわけです。新得にそれだけね、きちっと安心して子供たちを遊ばせる場所がないわけなんです。それを造ってほしいと言って、本当は上佐幌の中央あたりに公園造ってくれと言ったけど、それも駄目だという。今度、拓鉄公園の話が出るから、拓鉄公園も話聞いていると寄附された部分しか造らない。だからね、そんなちやちなことでも、なくて、100年を迎えるわけだから、あそこは国鉄のね、JRの窓から見えるし、国道からも見える所ですから、立派なね、公園をひとつおもいきって造るぐらいの気持ちで頑張っていたいただきたいなど、こう思うんですね。助役さんひとついかがですか。

委員長（菊地康雄君） 助役、高橋一郎君。

助役（高橋一郎君） これも、全町公園化計画の中でご説明申し上げたと思いますが。実は、そういった、今、石本委員ご提案の大きな森を含んだですね、中央公園、これを是非、造りたいなど考えております。場所の選定につきましてはですね、この佐幌川の左岸一帯、栄町から運動公園に至る、これをですね、非常に自然景観、それから環境に恵まれておりますので、これをもってですね、整備していきたい、こういうことで今、検討進めております。拓鉄公園の部分につきましては、非常に面積が、仮に全体を買収いたしましてもですね、これは森としては非常に少のうございます。そして今、ご指摘の中にございましたように、一部、食堂を含めてですね、施設が点在しております。また、拓鉄さんの意向としても、現在、住宅地あるいはバスの関係で利用している所、これは将来ともお使いになりたいようなご意向でございます。こういった関係でですね、今のところは検討委員会の中でも、あの部分に限ってというようなことで、そしてそれをですね、町民のかたが気軽に有効に利用していただくこと、こういうようなことで検討しております。ご理解をいただきたいと思えます。

委員長（菊地康雄君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 今、助役さんからのご答弁で、大変、結構なお話をお伺いしました。確かに、そちらの方にもね、公園を造っていただきたいと思えますね。ただ、そちらの方はですね、ああいうふうに上佐幌の高台がありまして、樹木が非常に沢山植わさっているんですね。将来、新得町が発展していった場合に、この街の真ん中に緑地がないということは寂しいわけですよ。ですから、せっかく拓鉄公園を造るわけだから、PRができるようなね、よその町の人が見ても、立派な公園があるなどね。今、助役さんの話のそっちの方ですとね、国道からも見えない、見えなくともいいんですけども。とにかく、今、PRの時代ですから。よその町で、ああ新得はすばらしいものがあるな、というふうに思わせんきゃならんですよ。隣の清水町は、国道のそばに給食センター造ったり、バスのあれ造ったり、いろいろな3種類ぐらいの施設を集中的に造っているでしょ。そうすると、清水は盛んに一生懸命やっているな、集中的にやっているなという

ふうだね、我々、感じるわけですよ。ですから、よその町の人だって、おそらく新得を通る時にはそういうふうに使われると思うんですね。ですから、できるだけ、ある程度よその町の人にも利用できるようなね、そして目に付くような施設造りをやってもらいたいなど。新得は、それがひとつ欠けているんでないかな。と同時に、先程、能登委員がおっしゃったようにですね、全体計画というのが、まず、先行しないで、もう行き当たりばったり式にもの考えて行くという傾向があるね。ですから、それを是非、改めて、頭の中で考えてね、計画ありますよなんて言われても駄目なんですよ。やっぱり具体的に、こういう形に将来なりますよと示してくれないと、我々は分からないわけですから。そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

(「進行」と呼ぶ者あり)

委員長(菊地康雄君) 答弁よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(菊地康雄君) 次に進みます。

123ページ中段から124ページ中段までの第9款、消防費全般について、ご発言ください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(菊地康雄君) では、次に進みます。

第10款、教育費に入りますが、ページ数が多いので二つに区切って審査いたします。まず、124ページ中段から137ページ下段までの第4項、幼稚園費までについて、ご発言ください。

質問ありませんか。委員、能登 裕君。

委員(能登 裕君) 127ページ、山村留学推進委員会というのがありますが。一つにはですね、山村留学、今年は非常に良い成果を上げているようですが。その経過ですね、どういう反応とか、みえられたかたですね、どういう反応示しているのか。また、どういう感想持たれているのか。これ良いことですから、どんどんやってほしいんですが。そのことを少しお聞きしたいと思います。それと、山村留学推進委員会というの設けて90万程予算付けてるんですが。先程、総務費の中で、企画費の中でもありましたが、別にこの中から広告費とかを出しているわけではなくて、各分野にわたって山村留学の経費というものをどうも出しているみたいなんですよ。実際、この委員会というのは何の役をしているのかと。実際、あっちこっち行っているみたり、パンフここから出しているみたいですけども。各分野からそういう予算をですね、くっつけて出すのであれば、こういう委員会というの、それほど必要だと、僕は思わないわけですよ。かえって事務的な処理ばかり増えまして、忙しい役場の職員がますます忙しくなると。私も指摘しているように、あまりこうごたごたそういう委員会を設けなくてですね、十分、今回のようにあちこちから予算を出しているのであれば、少しスリム化して円滑にもっていけないものかどうか。よろしくお願ひします。

委員長(菊地康雄君) 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長(秋山秀敏君) お答え申し上げます。

山村留学にどういう感想を持たれているかということでございますけども。現在、トムラウシに5戸ですね、そして上佐幌に1戸の山村留学生を受け入れております。地域では、お母さんたちも含めまして、自然体験学習とかですね、いろいろそれぞれ特色ある取り組みをされてまして、お母さんたちにとってもですね、非常に自然豊かな中でい

ろんな学習ができるということで、非常に喜んでいただいております。町といたしましても、この取り組みについては非常に、まだ、今年が初年度で、実質初年度ですけれども、非常に見ておられます、ほほえましい感じをいただいております。それから山村留学の予算でございますけれども、推進委員会として90万の予算をみております。先程、企画費の中でみておりましたのは、山村の交流会ということで、これとは別なですね、事業ということでお考えいただきたいというふうに思います。山村留学の推進委員会につきましては、事業費とか、あるいは全国の山村留学の会議がございまして、そちらの負担金とかですね、いろいろ納めております。委員会では、いろんな、今後どうあるべきかという議論をですね、それぞれの地域の中から代表者に委員になっていただきまして、いろいろ検討いただいておりますので、今後もこの団体の中でですね、いろいろご協議をいただいて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長（菊地康雄君） ほか。委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 今の山村留学でございますけれども、本来なら予算の中でお伺いすれば一番良いのですけれども、関連がありますのでここで聞いておきたいと思えます。例えばですね、本州方面から家族全員がですね、新得に1年間おいでになって、そして山村留学をしたいと。そういう場合にですね、例えば新得の小学校に入りますよと、兄弟3人なり4人なりね、そういうのは山村留学というふうに位置づけられますかどうか。ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

委員長（菊地康雄君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） お答えいたします。

現在、山村留学の位置づけにつきましては、地域からそれぞれ要望がございまして、地域の学校の方からですね、それで山村留学の実施校ということで位置づけておりますので、現在、新得小学校につきましてはそういう希望がなされておられませんので、そういう位置づけはいたしてございません。

委員長（菊地康雄君） ほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） では、次に進みます。

137ページ下段、第5項、社会教育費から154ページ下段までの第6項、保健体育費終わりまでについて、ご発言ください。

質問ありませんか。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 140ページ、文化振興事業なんですが、これ補助金負担金ですね。その中に新内ホールの事業も入っていると思うんですが。それに付随してですね、あそこにアトリエとして借りてですね、音楽活動をやっておられると。それはそれでいいんですが。前回、私、質問した時にですね、まだ明確なものもっていないので、再質問いたしますが。あそこ、そういう行政財産、普通財産、問わずですね、無料若しくは安くお貸しする場合には議決が必要だと、これはもう書いてあるわけですよ、自治法にですね。それで、私、必要だと解釈で、それにも書いてある、ここにも書いてある。もう答弁もらってなかったんで、今後、どうするのか。これ1年契約、この人と1年契約なんですよね。来年4月、毎年4月ですか、契約するわけですから、今後、どういうふうな契約をしていくのか、議会に諮るのか、諮らないのかですね、それ答弁お願いいたします。

それとですね、144ページ、委託料の中にコンピューターデータ入までしか入っ

てない、入力だと思うんですが。これに123万6,000円、これ今回だけでなく平成、多分コンピューター化して、4年度あたりからですね、ずっとこのデータ入力にお金を使うわけですね。実際にデータ入力にこれほどずっとお金が掛かるものなのかどうか。コンピューター化されるとかえって経費が、人件費が安くなったりですね、いろいろ便利になったりして、良くなるはずなんです。多分、業務のことはよく分かりませんが。本のですね、入力だとか、廃本になった、廃止になった本のものいろいろあると思うんですが。コンピューターデータ入力というのは、単純作業でして、私は思うわけです、データ入力で、操作するわけじゃないですから。それをわざわざ委託をしてまでですね、毎年ずっと100万以上ものお金を掛けていかなければならないものか。今回、例えば、図書館なんか非常に忙しいと思うんです。だから職員のかたできないと、かもしれませんかね。今後、ビデオ入れたり、いろんなこと企画しているみたいなようですから。それに伴って忙しくなるのであれば、どういう形でもいいですが、職員を増やし、そのかたにこの部分をやってもらいながら、忙しい仕事を補助していく形をとれないんだろうかと。これ毎年続けるとすぐ2,000万や3,000万すぐです、こういう形でやりますと。どうお考えでしょうか。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

1点目の新内ホールの管理運営につきましては、一般質問でもお答えいたしましたようにですね、新内ホールの設置目的に反しない範囲において、一般開放について検討しますということご答弁申し上げまして。現実に今月もですね、ある団体のかたにお使いをいただいております。今後もですね、そういう形で一般開放にですね、してまいりたいというふうに考えております。管理の方につきましては、普通財産としてですね、契約内容お伺いされてますが。本年度の契約におきましてですね、実は自動更新契約入れておりまして、双方に特に異議がなければ変更箇所がなければですね、そのまま更新するという方法とらしていただいております。もし、必要があればですね、契約の更新をその時点でですね、さしていただくという形になっておりますが。現在のところ今までの一般のそれ以外のかたのお申し込みなんかの状況みましてもですね、それほど必要ではないのではないかとこのように考えております。もちろん、今、契約されている相手方についてもその辺の方針についてはですね、ご理解をいただいております。

2点目のですね、データの入力でございますが。入とはいつておりますが、実はミソプリントでデータの入力一切ですね、業者にはさせておりません。独自にさしていただいております。当時、この機械につきましては、平成4年にですね、契約いたしました。当時といたしましてはですね、オフィスコンピューターでなければですね、まだこれだけの蔵書管理をやっていけないという状況でございます。機械リース料とも関係ございますが、123万6,000円につきましては、システム全体の保守契約という形で、データの入力については、私どもの職員がですね、直接、行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 新内ホールの件なんです。使うとか使わないとか、更新するとかということ、お尋ねをしたんでなくてですね。賃貸契約を結んでいるわけですから、その賃貸契約を結ぶ時に議決が必要でないかということ、私は言ってるわけではなく、使うとか、使わせないとか、使っているかということ、今更、言ってるわけ

ではありません。これ毎年1年契約ですから、議決は必要となっているんです、本の中にはですね、頂いた本の中には。それも一度明確な答弁お願いいたします。

それとですね、コンピューターこれいわゆる保守管理の部分で123万ということですから、保守管理に高いのか安いのか分かりませんが。毎年、保守管理にこれだけ掛かるということなんですよ。今後、いろいろコンピューター化する場合にですね、非常に大きな問題だと思うんですよ、こんな保守管理に120何万も掛かるというのは。全体で掛かるならいいんですが、図書館一つのところにですね、掛かるというのはですね、非常にちょっと会計上ちょっと問題あるのかな、決算上問題あるのかなという感じは、私はしています。

新内ホールの件だけでいいですから、答弁お願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 議会の議決の件でございますが。これちょっといろいろ判断に分かれるかと思いますが。私どもとしてはですね、普通財産で、特にホールの目的としてお貸しするという事で、無償ですとか、減額ということになしに、そういう目的でお貸しするという事でですね、議会の議決は必要ないんでないかと考えておりますが。なお、勉強させていただきたいというふうに思います。

後段のコンピューターの保守管理の問題につきましてはですね、まったく能登委員さんの申し出のとおりだというふうに思います。当時としてはですね、高価なオフィスコンピューターでなければ対応できなかったものが、現在では小さなですね、市販の安いコンピューターで十分メモリー的にも、処理能力的にも可能でございますので、これ実は今年いっぱい5年間の契約がかかっておりますので、これが切れた段階でですね、より保守料金の掛からない、維持費の掛からないものでですね、現在、検討進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほか。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 146ページ、プールの委託料のことで。プールの委託料、補修等で500万くらいの経費がここに載っております。で、委託料の中でも、管理費がずっと6年度、7年度、まあ8年度もそうでございますけども、ほとんど金額が変わらないで、予算組みをされ、決算をされておりますけど。今まで、このような金額でですね、十分だったかどうか。まず、お聞かせ願いたい。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） プールの管理運営につきましてはですね、私ども決して十分な金額をですね、お支払いをして管理をしていただいているというふうには考えておりません。それぞれに地域の学校プールもですね、地域の開放もしていただいておりますし、地域の皆さんに大変、管理運営にお世話になりながらですね、やっていただいているというふうに理解をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 今、ご答弁の中で、必ずしも十分だったかどうか分からないという答弁でございますけれども。この予算もですね、今、過日、プールの問題が設計をできてですね、新しいプールにいかうとしている、過日、議会もですね、町長の方に申請を出したり何かして、場所のことも出してございます。私、出てからですね、新得の町の方がたに何人かの人からお話を伺ったんですけれども。議会に出した場所がですね、非常に学校の生徒にとっては不便だという声がですね、ここんとこ何人からも新得の町

民のかたから聞いております。ですから、場所の設定はもう議会では決まっておりますけれども、町長は慎重に検討していただいて、場所の設定をですね、もうちょっと町民の声を聞いていただくのも一考かなと思っております。また、新しいプールをですね、出来るにあたって、今度は委託料の問題がございます。委託料は相当上がるような気もするわけですが、今、現在、教育委員会が考えておられます委託料でございますね、これは今後、新しいプールになった時にどのくらいお考えなのか。また、建築単価等もですね、今、現在、設計でもう予算ついているわけですから、どのくらいのものが作られるようになるのか。ひとつよろしく願います。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

建設場所につきましてはですね、議会の皆さんの方から意向という形で私どもに頂いておりますので、近くですね、プールの検討委員会を開きましてですね、議会の意向を受けました基本的な仕様決定をいたしましてですね、基本設計の発注に向けていきたいというふうに考えております。場所につきましては、議会側の意向受けまして、運動公園の自由広場という形で、そういう形で進めさせていただきたいというふうに考えております。建設後の維持費でございますが、これは具体的な数字につきましてはですね、議会でご検討いただいた時にもお答えを申し上げます。その機械設備の内容、それから規模等によって大きく金額が変わりますので、具体的な、基本的なプランがまとまった段階でですね、このプランであると概ねランニングコストは幾らぐらい掛かりますよと、それからイニシャルとしてはこのくらいの建設費が掛かりますと、これでいかがでしょうかというような形でですね、具体的なご相談を諮っていきたいというふうに思っておりますので、今、ちょっと幾らぐらいかという金額についてはご答弁差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長（菊地康雄君） 1番、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） これ場所はですね、プール検討委員会で諮る、私、今ですね、この場所はやっぱり決めるのは、最高機関の町長だと思っている。町民の声がですね、けっこう決定してからでも、議会の声と町民の声は非常に相反しているものがございますので、そこら辺も十分に、私は町長に検討をしていただきたいというふうに思っています。それからまた、設計が予算組まれてですね、委託料は設計によって委託料が変わってくる。今までのプールの委託はですね、だいたい補修も入れて500万で終わっております。賃金、補修も入れて500万で終わっております。で、私ここでこれ最後の答弁ですから、質問ですから、お願いを込めながらですね、言うんですけども。このプールは、これからの委託料考えたら、あんまり大きいものは造っていただきたくない。設計単価というのはですね、設計を組んでから、組んで、組んで、組み上げていくと、だいたい今までの新得の議会で、私見ていたら、1億や2億は簡単に設計と出来上がった金が違ってきております。ですから、

（「予算委員会あるぞ」と叫ぶ者あり）

委員（吉川幸一君） 町はですね、4億で建てたいという予算を組んだ時はですね、2億5,000万くらいでやっているとだいたい出来上がりが4億になるのが今までの現状だと思っております。そこら辺もですね、これから上がってくるかもしれんけれど、十分検討していただいて、委託料ずっと掛かるもんですから、検討していただきたいと思っております。ご答弁よろしく願います。

委員長（菊地康雄君） 休憩をいたします。

（宣言 12時01分）

委員長（菊地康雄君） それでは再開いたします。

（宣言 12時01分）

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

1点目の場所の問題につきましてはですね、これは大変、議会の中でもそうですけれども、いろんな場所で、いろいろご議論をいただいておりますので、これから場所変更するということにはですね、ならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。それから後段のプールにつきましてはですね、私ども身の丈に合ったもので、できるだけ建設費も、将来的な維持費もですね、安くあがるような方法で、検討加えたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほか。委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 146ページですね、委託料とそれから147ページの負担金補助及び交付金の関係ですけれども。両方にスケートリンク造成として、委託料は62万円、それから補助金の方は92万4,260円ですよね。これの使い分けはどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

13節につきましては、スケート協会にお願いをいたしまして、町営リンクを造っていただいております。それから補助金の関係につきましては、それぞれの学校の地域リンクをですね、それぞれの地域の団体をお願いして造っていただくということで、13節と19節に二つに別れているということでございます。

（「進行」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） よろしいですか。それでは、次に進みます。

154ページから157ページ終わりまでの第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款予備費まで一括ご発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

委員長（菊地康雄君） それでは、13時まで休憩いたします。

（宣言 12時04分）

委員長（菊地康雄君） それでは休憩を解き再開いたします。

（宣言 13時00分）

委員長（菊地康雄君） 一般会計の歳入に入る前に、歳出全般についての質問を許し

ます。委員、金沢静雄君。

委員（金沢静雄君） 決算書の決算参考資料というのが付いております。ここの33ページに、人件費の内訳というのが載っております、その前にも、32ページのところにも款別性質別経費の内訳というのが載っております。これには、前年度と今年度の構成割合と、前年度との比較パーセントも一番下に出ております。で、これを見ると、人件費総額では、5.6%の伸びとこうなっております。給料だけで見ると9.2%と伸び率がなっております。ところで、ひとつお聞きしたいんですが。平成7年度の予算書、予算書並びに事項別明細書、これ皆さんお持ちでないかもしれませんが。この中の162ページにやっぱり給与の給料、手当の総体額が載っております。で、これをこういうふうと比較してみますとですね、予算書においては、平成7年度の予算書においては、給与改定率が1.22%、これここに書いてあるわけですから、昇給率が3.24%であると、こういうふうに予算書に書いてあるわけです。合計すると3.46%が平成7年度の給与の伸び率であると、こういうふうに予算化されているわけです。ところが、この表によりますと、さっきもちょっと言ったように、33ページの人件費の内訳というところの職員給与の(1)の(ア)、給料見ると9.7%になっているわけです。これは非常な伸びになっているわけですね。ずっとトータルでさっきもちょっと申し上げましたが、ずっとトータル1番下、33ページの1番下の右下に、これ5.6、これ伸び率ですね、伸び率5.6と書いてある。ところが、平成7年度の予算の総体では、これに出ているんだよ、この予算書に出ているんです。総額では1.88%の伸びなんですよ、総体では1.88%である。そうするとね、決算書においては、5.6%伸びているわけです。そうすると約3倍の伸びになっているわけですよ、これ数字のマジックにもなるかもしれませんけども。予算書では1.88%の伸びであるとみているのが、決算においては5.6%の伸びだ。さて、この伸びた、今、私いろいろ申し上げました、数字についてひとつ説明をしていただきたい。

委員長（菊地康雄君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 今回の本分で伸びた分につきましては、一つには人事院勧告で伸びがあります。人事院勧告の分で伸びた分と、人事院勧告で伸びておりますので、その伸びた分とですね、その他の分がでてきているんですが、ちょっと時間を頂きたいと思えます。ちょっと時間を頂いて、調査させてください。

委員長（菊地康雄君） 委員、金沢静雄君。

委員（金沢静雄君） ちょっとというのは、何分か、何秒か。どういうわけですか、いろいろあると思うんだけども。それはともかくとして、いや実は私これから旭川へ走らんきゃならん、森林組合関係の用事で行かんならんもんですから。で、委員長に特別にお願いして、こういう発言の機会をさしていただいたわけです。ところで、僕はいつも、このことを言うんですけども。昨今における、今年の場合ですよ、平成8年もそうですし、去年もそうだったが、民間企業における平均伸び率というのはだいたい3%前後なんです。今年の場合は、恐らく2%台だろうと思うんです。いつも言っているとおりなんで。従って、我々の経営する立場、これ理事者も一緒です、経営する立場の中で最大の眼目はどうやって人件費を抑えこむか、抑えこむかという表現は良くないんですけども。伸ばすところは伸ばしても、トータル的にはどうやってそれを低く抑えていくかというのが、最大の仕事なんです。この決算書を見る限りにおいては、何とか、人事院勧告もあったかしらんけれども、何となく伸びていってこういうことなっ

たよというんでは、これやっぱり経営者の資格というものがちょっと外れるんでないのかと。やっぱりこういうことは、もう非常に重大な事柄でございますから、絶えずよくその辺は注意して、例えば人事院勧告があったどうのこうのと言いましたけども、それらもこの中には、はめ込まれているはずなんですよ。3.46%という中には。ですから、それが決算上に見たらこういうように5.6%に伸びてしまった、いや仕方ないよじゃすまんのです。もう一つ申し上げる。もう一つ申し上げると、34ページに物件費の内訳というのがあって、ここの中に賃金、この伸びが12.1%なわけです。だから、私がいつも言うことは、やっぱり公務員の姿勢というのは、如何に住民に対して奉仕するか、サービスするか、とすることだろうと思うんですよ。ですから、職員の給料賃金がこう伸びてくる、それと同時にそれ以上に一般の賃金が12%、12.1%も伸びるというのは、これやっぱり異常だと思うんです。もっと言えば、ずっと下の役務費、これも恐らく労賃だろうと思うんですけどね。こういうものが伸びていくという一面、本当の数字からいったら、役場職員の給与総額というものは、やっぱり当初を予算で見積もった1.88%にどうやって抑えるか、あるいはまた、ここに抑えこまなくちゃならんわけだ。その辺がね、私はね、非常に安易さがあると思うわけですよ。このことは、この決算、7年度の決算ばかりでない、おそらく8年度もそういう勢いだろう、9年度もそういう勢いだろうと予測せざるを得ない。そうなるとしたら一体どうなるのか。もう民間との格差はますます広がっていく一方だろうし、かてて加えて、1週、来年の3月いっぱいでもって週40時間にせんならんといって意見書案が出てましたけれども、民間ではそうやってどうやってひとつそれをしのぐかという時に、まあ、この前も話が出たが、役場職員は1週38.5時間だか、なんぼだということですし。そういう中にあって、この金額的にもこういうふうに伸びていくということはね、やはりこれは僕はどうも許せる事柄でない。これはどうやって当初計画の1.88%に抑えこんでいくかというそういう工夫と知恵と努力が僕は足りないんでないかな。そしてこの内訳を見るとね、今、言ったように給料は9.7%伸びている。総体的には1.88%の予算が5.6%に伸びている。しかもね、賃金では12.1%伸びている。役務では6.8%伸びているということを全部並べてみるというと、非常にね、仕事に対するというか、大勢の人使っていく上で、理事者の姿勢というの、僕は甘過ぎるんじゃないかなと思って、考え方をお聞きするわけなんでございますが、如何でございましょうかな。

委員長（菊地康雄君） 暫時休憩いたします。

（宣言 13時08分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 13時16分）

委員長（菊地康雄君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） この人件費の内訳につきましては、決算統計等を用いていますので、内容的には事業支弁との絡みもあってですね、このとおりにはなっておりませんが。具体的な数値等についてはですね、後程ですね、分析をしてみたいと思っております。更に、賃金等につきましては、昨年、選挙等もありまして、その選挙等に賃金

相当量用いております。そういう分も含めてですね、賃金も増額になっておりますが。これらも含めてですね、中を精査したいと思っておりますが。いずれにしましても、給与等についてはですね、一定のルールに基づいて算出しておりますので、これらについては人事院勧告等に基づくものでございますから、それらのルールを用いてやらさせていただきますが。賃金等につきましてもですね、極力抑えるようにいたしましてですね、必要最小限の、何て言いますか、臨時の使い方等ですね、十分検討いたしまして、今後、進めていきたいと思っております。

(「了解」と言う者あり)

委員長(菊地康雄君) それでは、次いで一般会計の歳入に入ります。

7ページをお開き願います。

7ページから22ページ上段までの第1款、町税、第2款、地方譲与税、第3款、利子割交付金、第4款、ゴルフ場利用税交付金、第5款、特別地方消費税交付金、第6款、自動車取得税交付金、第7款、地方交付税、第8款、交通安全対策特別交付金、第9款、分担金及び負担金、第10款、使用料及び手数料まで、一括ご発言ください。委員、能登 裕君。

委員(能登 裕君) 7ページ、町民税の徴収の件について、項目として徴収の件しかないんですが、伺いたいと思います。

町民税、一応、滞納されたかたとか、滞納されたかたですよ、が、かなり遅れたかたとか、徴収に行く努力をしているようですが。これ実はですね、あくまで特殊手当から調べたものですが。平成7年度は153回行っていることになっております。実際はもっと行っているかどうかはしれませんが、これあくまで特殊手当として計上されたものですから。それでですね、12月になるといって、24回、ほぼ毎日のように徴収に出掛けていると、これから見ますとね。徴収に行くことは大変いいことなんです。まあ、成果の程ですよ。多分、払えない人というのは、全員が全員どうか分かりませんが、払いたくても払えないと、その辺の税の重要性分かっていながら払えない人だと思んです。だから、徴収に出掛けるかたもですね、本当に大変な仕事、喜んで、喜び勇んで行く人はまずいないと思んですが。その辺ですね、これ徴収に行く場合にですね、直接、出掛けてはいないと思んですよ。電話をしたり、何だかんだこう連絡しましてね、やっていると思んです。それで成果の程ですよ、まさかサラ金の取り立てのようにね、出せ、出せというわけでないと思んです。ほとんど徴収というより、むしろ納税の相談が多いのでないのかな、支払い方法の相談とかですね、その辺、徴収に行って、どれ程の成果があったのか。成果があるのか。これ1回徴収すれば、1回行けばですね、350円という特殊手当が付きますから、行っているかどうかは分かりませんが、その辺、成果の程、成果の程お伺いしたいと思います。

それとですね、39ページですか。

委員長(菊地康雄君) 22ページまでです。

委員(能登 裕君) ごめんなさい。これ1件、よろしく願います。

委員長(菊地康雄君) 税務課長、渡辺和雄君。

税務課長(渡辺和雄君) お答えいたします。

今、徴収の件数が、350円で153件という特殊勤務手当出ておりますが。これ2名で出ております。徴収は、1名ではなるべく出ないようにしております。もし、不正でもあった場合、困りますので。それと、やはり未納のかたは、何日、何時ごろ徴収に

来ていただきたいという電話があります。それで、やはりそれをこちらで行かなければ、約束違うんでないかということで、納税されません。そんなことで、特に12月に関しては、いろいろ出稼ぎとか、そういうものからお帰りになりまして、とにかくほとんど毎日のように出なきゃならないというような、それと朝10時までに来てくださいとか、晩の8時に来てくださいとか、いろいろあります。ですから、1日に3回も4回も徴収に出なきゃならないと。それで、昨年、町民税に関しましては、昨年は120万程の滞納がありました。昨年で6年度ですね、それが7年度については29名まで落としておりますし、税額にしても82万程ということで、やはり徴収に出掛けることによって、その成果は大だと思っております。それと、ちょっと参考までに申し上げますが。管内の課長会議がございまして、やはり徴収に出なければ、徴収率は下がる一方だということで、いろんな町村の実情聞きまして、新得は6年度については十勝管内で5番目の徴収成績をあげており、で、7年度もこの決算、監査委員さんの指摘事項等にも書かれておりますが、収納率は落ちておりますが、5番目からは落ちておりません。やはり、各町村とも、この景気の低迷ということで収納率は下がっているように、お伺いしております。以上でございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 一応、徴収というのは催促でなくて、一応、払いますので取りに来てください、というかたが多いわけですか。どうなんですか。

委員長（菊地康雄君） 税務課長、渡辺和雄君。

税務課長（渡辺和雄君） 督促状を出しまして、その後、催告書を出します。それで、納税相談等行いまして、それで何日に取りに来ていただきたいというのが大半でございます。それから、催促に、留守で、電話も通じていない場合、夜、出掛ける場合もあります。

委員長（菊地康雄君） 次ございませぬか。委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） 私もこうやって見る時に、町税の未納があると、それから16ページの2節においては児童福祉費の未納があると、それから20ページの3節においては町営住宅の未納額もあるというようなことを見た時に、この会計監査の意見書にも書いてありますが、高額滞納者があって収納が非常に困難ではなからうかというような意味のことが書いてあります。そういう、どういうところにそういう無理があるのか。また、非常に今年であれば、不景気であり、大変な時なわけですけども。そういった状態の時に、果たして回収することができるのかどうかと。そしてまた、保育料だとか、家賃などというのは、これ毎月払って行ってちゃんとするものが、こういうふうに溜めてしまうと、今後どうなっていくのかと、こう思う時に、実際に払えられる金額なのか、そこら辺のものをどういうふうにして、集める時に考えておられるか、そこら辺をもしあれだったらお聞かせいただきたいと、かように思ったんです。

委員長（菊地康雄君） 税務課長、渡辺和雄君。

税務課長（渡辺和雄君） お答えいたします。

いろいろ滞納額が増えております。それで、先程も申し上げましたが、この景気低迷ということで、ここで何戸とか、金額はプライバシーに係りますので申し上げられませんが。若干の企業が、例えば固定資産でいきますと若干の企業が大半を占めております。ですから、景気が回復すれば納まるのかなというふうには考えておりますが。それと、今の徴収方法としましては、現年度中心主義でやっております。と、いいますのは、現

年度をまずなくして、そしてどこかで区切りをつけてあげないと、6年度の1期だけもらい、7年度も2期だけもらうとか、そういうぼつぼつぼつと残しておく方法は、今、取っておりません。ですから、古い方はどうしても後回しというようなことで、やっておりますので。確かに、税というのは数字で表れますし、パーセントで表れますから、非常に厳しい資料となっております。それと、今、お話ありましたように、納税しようという意志は非常にあるんですが、やはりお金というものが伴いますので、この資金のないかた、こういうかたが非常に多いわけです。それと、三つくらいに我々、徴収に行き分けられるのかなと思っております。もう一つは、公共観念の乏しいかた、税なんて何で納めんきゃなんないというようなかたもございます。それから、何て言いますか、行政不満というかたも、それも我々の知らないもう30年も以前、ひどいかたは40年ぐらいの以前の農地の問題がどうだったとか、それから隣近所におれは村八分にされているのに役場では、全然、中に入ってくれないとか、そういうことを言われましても、税の本来の建前からいって全然、関係ないとは申し上げられませんが、そういうような不満のかたもおりますけど。現齊藤町長以下のかたがたが関わったことのない、以前のことを今、引っ張り出されて、依然として納税を拒否されているかたもございます。以上でございます。

委員長（菊地康雄君） 児童保育課長、長尾直昭君。

児童保育課長（長尾直昭君） 保育料の関係につきましては、本人にはできるだけ接触を密にいたしまして、納付指導いたしておりますけれども。やはりこの不況の時代と言うんでしょうか、こういうもの影響いたしておりますして、かなり生活するのも大変で、計画的にいろいろ償還、あっちこっちにですね、償還している、そういうケースもございます。また、過去に滞納したまま転出をしておりますして、現在それが郵便、あるいは電話等で指導しておりますけれども、まだちょっと、きちっとされた成果は出ておりません。また、幼稚園の方につきましては、お陰様で約7割近くは回収納入をいただいておりますけれども。現状としては今このような状況になっております。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 町営住宅の使用料でございますけれども。昨年、6年度と比較しますと、滞納額は僅かに減少してございます。これは、保証人に連絡を取ることで、その分もらえたということでございますけれども。その分ですね、現年度分の方が、その分を過年度分に回しました結果、現年度分が、また増えたということになってございます。これからはですね、未納額が増加していくと考えられますので、数か月ごとに支払いの状況などチェックしまして、本人と連絡を密に取りまして、指導してまいりたいと考えてございます。7年度につきましては、催告書7回ほど出してございまして、延べ90件、それから連帯保証人には12回の13件、それで分割納入者が18件、定額納入者が3件、未納者相談15件というようなことで、指導しております。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） 多分、滞納しておれば延滞金が掛かるんだろうと思うんですが。そういった形は掛かっておられるんですか。

委員長（菊地康雄君） 税務課長、渡辺和雄君。

税務課長（渡辺和雄君） 昔は、滞納してても日にちで、そのままずっとその税額に対して延滞金が付いていましたが。今は、税法が変わりまして、納入した時点で遡って

延滞金が掛かることになっております。ただ、そこが非常に難しいところで、元金が入らないのに延滞金だけ残っていくということで非常に我々としても、徴収しづらいところがあります。どうしても、税の方、先に優先して徴収しなければならないということで。初めの納期から初めの30日は7.3%、それから30日を超えると14.6%ですが、これが延滞金として、納入された時点で計算されます。以上でございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。先に申し添えますけれども。今の延滞金については35ページですので、次で発言いただきますが。

内容は如何ですか。次でよろしいですか。

（「はい。分かりました」と言う者あり）

委員長（菊地康雄君） ほかに。では、次に進みます。

22ページ上段から30ページ中段までの、第11款、国庫支出金及び第12款、道支出金全般についてご発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） では、次に進みます。

30ページ中段から41ページまでの第13款、財産収入、第14款、寄附金、第15款、繰入金、第16款、繰越金、第17款、諸収入、第18款、町債の歳入終わりまで、一括ご発言ください。委員、川見久雄君。

委員（川見久雄君） 31ページの利子及び配当金についてお尋ねをいたしたいと思っております。

備考欄の最後の行に株式配当2万5,200円とあります。この基になるであろうと思われる、この財産に関する調書から拾い上げてみますと、全て配当の対象になるということでございませぬが。昨年、つまり平成6年度の決算で、有価証券3億3,679万円、出資による権利約8,794万、合わせて約4億2,473万円に対する配当金が2万3,800円でありました。本年、提出された調書によるとその額が2項目で1億9,966万程になります。前年に比べ大幅な減額とはいえ、依然として高額な投資であることには違いありません。自治体が、投資をする目的は一般投資家と違い、必ずしも財産の運用益を求めるものではないとしても、この多額な投資に対し、金額はまことに小さいものですが、表彰にも値するこの貴重な配当金はどこの会社からによるものかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に関連して、委員長、財産調書についてちょっと触れたいと思うんですがよろしいですか。

委員長（菊地康雄君） はい。

委員（川見久雄君） それではですね、この財産に関する調書の2ページでございます。ついでに、ここの中程にあります株式会社新得酒造公社の年度中の減少高が、2億3,418万円になっております。中身としては、赤字補てんのための減資に伴う有価証券の損失であろうと考えますが。このような場合、企業会計では、損益計算書に表示され、責任の所在と言うか、損失額が明らかにされる場所でございます。残念なことというか、官庁会計では標題も歳入歳出決算書となり、原則として現金収支の伴わないものは記載されない仕組みになっております。僅かに、この調書に三角で表示されるだけでございます。この表からは、何で減額になったかということが明らかになっておりませぬ。恐らく会社の再建案を巡って当時の議会において議論がなされ、その結果、了承されたとしても、最終的な会計処理を終えるにあたって、改めて少なくとも何らかの釈明

なり、手立てがあってしかるべきと考えますが、如何なものでしょうか。お尋ねをいたします。以上です。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長（鈴木政輝君） お答えいたします。

株式配当2万5,200円、この内訳は帯広空港ターミナルビル株式会社配当金が1本、1万6,800円、それから北海道曹達株式会社配当金8,400円のこの2社でございます。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。

財産に関する調書の中で、今、ご指摘ありました2億3,418万の内容といたしましては、平成7年、昨年4月の段階で総体的な酒造公社の4億8,000万の資本金を4,800万に減資した時の損益分と言いましょうか、その額でございます。これに対する報告ということでございますけれども、この時点につきましてはそれぞれ一斉減資を原則といたしましたので、議会等についてご報告が申し上げてないというのが実態でございます。これが任意減資等になれば議決事項になるかと思ひます。

委員長（菊地康雄君） 委員、川見久雄君。

委員（川見久雄君） 実はですね、その内容については私も承知はしているわけですね。せっかくですね、この有価証券の表を作りましてですね、実は備考欄もあるわけですね。そこにね、もう少し具体的に、例えば減資による損失であるとか、具体的に書くべきではないかなと私は考えるんですけども、如何なものでしょうか。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長（鈴木政輝君） お答えいたします。

前段ご指摘のとおりこの財産に関する調書の記載事項の内容というのは、地方自治法施行令の中で、一応、規定をされております。最終的にこの備考欄につきましては、例えば、現在高の高という扱いはですね、現金に限らず物による場合もあるということで、この高という言葉を使っているわけですが。そういう場合、一般的に、この備考欄に付記するというのが通例でございます。よりまして、有価証券等の増減高の部分の内容について記載するというような内容でございますので、今後も、こういった形でいきたいと思ひますが。それぞれ議会の趣旨においてこの大幅な補正をしたり、あるいは出資の状況が変わったりする場合については、議会に、一応、報告をさしていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

委員長（菊地康雄君） ほか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 39ページですね。雑収入です。39ページの1番上に町営住宅電気温水器補助料というのがあります。これはどういう趣旨のものかご説明願ひます。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

公営住宅新築当時、電気温水器を使用してございますけれども、それに対しまして北電から1器付けることに幾らということで、補助金が出るようになっております。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） これですね、企業で言いますとバックマージンじゃないんです

か。これ付けてくれば、これ1器幾らか私聞いて、聞いてませんが、知りませんが、幾らかお金を上げますよと。こういうことですね、役場の会計で許されるんでしょうかね。おかしいでないですか。これもしこういうことしますとですね、もっと自由競争妨げるわけです。より良い、もしかしたら温水器があるかもしれないわけです。これ企業からですね、役場にバックマージン、そうとしかとれないです。これずっと、私が何年前から気になってた。ずっとあるでしょこれ。バックマージンですよ、これ。役場の会計としてこれ許されるのかどうか。

委員長（菊地康雄君） 暫時休憩いたします。

（宣言 13時42分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 13時47分）

委員長（菊地康雄君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

北電の取扱要領によりましてです、効率的な電気システムを促進する場合、5戸以上に限って1戸4万円ということでお支払いするということになっております。ですから、営業の一環のことだと考えております。

委員長（菊地康雄君） よろしいですか。はい、次ぎ。委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） 先程の延滞金の件、ちょっと大変あれしましたので、ちょっとあれしたいんですが。もう一度お聞きしたいんですが。非常に延滞金も割と高いんですね、あれしましても。それで非常にここに35ページですか、延滞金の不能欠損額という形の中で69万8,000円という形に載っているんですが。これは延滞金のあれじゃという形ではなく、どうしてももらえないものがあったという形で、意見書に書いてあるんだと思うんですけれども。なかなかこうやって延滞金をもらうことすら、元金すらもらえないのに延滞金を払って行って、元金はどうしても残っていくという形の場合には、何か方法とか、手段とか、そういった形は何か取って、今後、取るべきじゃないかと、かように思うわけですが。そこら辺をひとつ町長さんよろしく面倒みてあげて。なかなか未納者が多いのに、新規事業をどんどん起こしていくということも、どうかと思いますので、ひとつよろしく取り計らいをして上げるべきでないかと思えます。よろしく願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 税務課長、渡辺和雄君。

税務課長（渡辺和雄君） 大変良いお言葉を頂きまして、ありがとうございます。そんなことで、とにかく本税が入らないと確定しないんで、それを頂くというのはもう我々もしのびがたいです。ですから、落とせるものであれば不能欠損とかで落としていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） 私もそう思うんです。ひとつこの際ですね、何とか元金に戻して、そしてもらうような方法をですね、何とか考慮すべきでないかと、かように思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 関連ですか。

（「関連」と言う者あり）

委員長（菊地康雄君） 関連。委員、森 清君。

委員（森 清君） あのこれはね、やはり相手によりきだというように私は思うよ。企業をやってて、そして理屈でもって払わないかたがそういうような処置を取った場合に、理屈で納めてなくていいんだったら、そういうかたはどんどん僕は増えていくと思う。やはりその相手が、企業もやっているし、ちゃんと納めるだけのあれがあると思うんだったら、僕は強制執行かけても取るべきだと。だいたい今、町長が来年、目の前に選挙控えているから、そういったことは町民の声が良くないと、だから選挙が終わったらこれやるべきですよ、そんなの。

（「関連」と言う者あり）

委員長（菊地康雄君） 関連。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 延滞金の問題、今、お話ありましたけれども。私は、努力して取るべきだ。私は、延滞金を見逃せというようなですね、発言はやっぱり間違っていると思うんですよ。それは、苦しい人もいます。でも、行政の努力でですね、少しでもやっぱり回収すべきだ。延滞金になったから、はい、これはもう欠損の方に回しちゃえ、こういうふうな考えになっていくと、延滞金というのは、全て処理できるわけです。もうちょっと行政が努力してですね、延滞金のならないように、それから延滞金になる理由をですね、1戸1戸やっぱり把握するような、把握して延滞金なったとしても、取れる時に取ると、こういう努力はすべきだと、思っております。

委員長（菊地康雄君） 助役、高橋一郎君。

助役（高橋一郎君） お答え申し上げたいと思います。

私ども、税あるいは使用料等の徴収にあたりまして、1番、基本においているのはですね、やはり非常に厳しいつらい生活の中から、税あるいは使用料を完納しておられるかたがた、こういったかたがたのお姿というのを1番の基本において実施しているわけでございます。従って、一つの例で申し上げますと、税及び使用料等を滞納している業者のかた、これが建設業者あるいは商店であれば、町の入札に参加をお断りをしているという実態もございます。また、町が一般的に需用費で買い求めている品々についても、税あるいは使用料滞納している商店からは、これを買わないというようなことを、これも非常に苦渋の選択でございますが、敢えてしている。この背景には、やはり苦しい中から一生懸命完納しておられるかたがた、そういうかたがたを大事にしたいということでございます。今、種々、延滞金等の問題等もございました。実は、延滞金の収入額が非常に少ないのは、基本的にごく少数のかたがたなんです、そのかたがたが十数年にわたってですね、納入されない、しかも個人であって200万超すような滞納額を累積しておられるというような事例があるわけございまして。これからの個々のケースをそれぞれ勘案してみますと、それなりにやはり非常に厳しい状況があるようでございます。ご家族のあるいは働き盛りのかたが途中で病気になられたようなケース、あるいは一家の主人が亡くなられたというようなケースもございまして、それぞれ担当課、非常に苦労しているわけでございますが。延滞金というのは、税等に付帯してくるものでございますので、税務課長がお答え申し上げましたとおり、まず、本税を少しずつでも収めていただこうと、こういうことを基本にはいたしております。しかし、延滞金をまけるとか、そういった問題はですね、これは基本的にはやはり苦しい中から完納していた

だいているかた、これと比較して公平の原則というのをやはり貫いていかなければならないと、このように考えております。しかし、それはそれといたしましても、こういった執行の場合にはですね、決して過酷のみに走ることでなく、それなりの行政としてのいわゆる温かい手段、そういったものも講じていきたいと、そういった形で日ごろ納税等の処理にあたっておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） 森議員、吉川議員からのお言葉、また、町長のお言葉よく分かります。しかし、私の言いたかったのは、保育料だとか、住宅料をですね、毎月入っていて、そして入っている人の状態、また、保育所に通っている人自体を考えた時の、処置で言ったつもりだったんですが。そういうことで入札に出れない云々は、私らも商売やっているんで分かるんですが、そういったようなことでひとつそういう弱い人をですね、もう非常にどう見ても、こう税務課長は見て歩いてですね、ちょっと無理があるといった形の場合には、何かの方法をやはり取ってやるべきじゃないかということでございますので、誤解のないようにひとつよろしく申し上げます。

委員長（菊地康雄君） 答弁いりませんね。

（「はい、いりません」と言う者あり）

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

委員長（菊地康雄君） 次いで特別会計の審査に入ります。

158ページをお開き願います。

まず、町有林野事業特別会計、158ページから167ページまでの歳入歳出全般について、ご発言ください。委員、川見久雄君。

委員（川見久雄君） 森林の町、木材の町と言われている中であって、少々心苦しい面もございますけれども、本特別会計についての意義をお尋ねをいたしたいというふうに思います。

この会計では、総額で1億2,500万弱の事業を行っておりますけれども。その財源を見ますと、主なるものとして5,370万円程の補助金、1,760万程の立木売払収入のほか、収支を合わせると言いますか、一般会計から5,210万円の繰り入れによって成り立っております。このことは、本年度の当初予算でも、6,161万5,000円計上されており、過去においても、かなりの額が毎年繰り入れされたらと、このように考えます。まことに雑ばくな捕らえ方ではありますが、一般企業の感覚でいきますと、1,760万の収入を上げるのに、5,210万円を支出するとは、しかも続けていくなどとは全く考えられないことであります。自治体の事業として、木を植え、育て、伐採をして投資を回収すると、そのことばかりが主眼でないことはある程度理解ができるわけですが、この事業の使命と言いますか、役割と言いますか、これをどのように捕らえ、位置づけをされているのか。また、この事業のもたらす効果をどのように評価されておられるのか、ということと。もう一つは、将来もこのようなスタイルと言いますか、仕組みを続けていこうと考えておられるのか。あるいは、抜本的な見直しというか、こういう形、こういう方向で、を探してみたい、そのようなお考えがございましたら、併

せてお聞きをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、小森俊雄君。

農林課長（小森俊雄君） 町有林全般的にわたってのご質問でございますけれども、まず、町有林の使命といたしまして、ざっくばらんに4点程、考えられるんでないかというふうに考えております。私どもの町有林やっている場合に、やはり将来の自主財源の確保、これがまず第1点目じゃあないかと思う。次に2番目にはやはり町有林を取り巻く企業というものがございます。それに対する事業のですね、確保ということも一つの大きな要素になっております。その他にやはり自然環境と言うんですか、地域の環境を保全していくという面。最後になりますけれども、大きな災害防止というような形で、町有林の事業については四つの使命があるかと思っております。で、まず第1番目の自主財源の確保についてでございますけれども、ご指摘のとおり平成元年ごろから一般会計から繰り入れをしていただいておりますけれども、当初、町有林の特別会計をスタートした段階で、やはり木を植えて、30年なり40年になった場合にですね、その収入がですね、一般会計をある程度潤すというような形になろうかと思っておりますけれども、現在、木材価格はですね、その当時から急激な低下をしております、実際に国内、北海道だけでもだいたい56%ぐらいの外材が入ってきているというような状態で、当初の計画から非常に状況の変化があるということで、まずご理解をいただきたいなと考えております。ただ、将来的には、私ども、今、町有林をやる場合には、いつかはまた木材の資源の重要性が出てくるという時期が来るんでないかというように考えております。次に2番目の林業従事者の職業の確保もでございますけれども、やはりこの平成7年度の予算の中でもご存じだと思いますけれども、7,000万程度の事業を組んで、事業を展開しているわけですが、これに取り巻く企業については、6社ございます。それに関連して働いているかたが、だいたい、はっきりした数字は分かりませんが100名以上おられるということで、このかたの生活、それに関連して地域の振興に大きくプラスになっているんでないかと考えております。次に自然景観なり、地域環境でございますけれども、これ事業費掛かるわけですが、伐採した後は、当然、造林をしていって、森林を守っていくという使命がございます。最後でございますけれども、災害防止ということで、うちで保安林ということで町有林が多くの面積が保安林になっております。それで、土砂流失なり、土砂崩壊ですか、それがだいたい400haくらい。また、畑を守るために90haくらいの防風林があるということで、そういうふうな関連からいきますと、町有林野事業というのは、ただ単に歳入歳出がどうだということではなくて、大きな目的を持って町有林野事業をやっているんだということで、ご理解いただきたいと思っております。で、将来につきましても、やはり私がお話したとおり収入が非常に一般会計から入ってきているわけございまして、これが続きますと、やはり町有林も本来の使命がですね、あるかどうかということが、特別会計を再度検討しなければならぬ時期が来るかなというふうに考えておりますけれども、当面は今の事業の中身で進めさせていただきたいと思っております。

（「進行」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって町有林野事業特別会計を終わります。

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

国民健康保険事業特別会計、１６８ページから１７９ページまでの歳入歳出全般について、ご発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって国民健康保険事業特別会計を終わります。

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

老人保健特別会計、１８０ページから１８６ページまでの歳入歳出全般について、ご発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって老人保健特別会計を終わります。

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

営農用水道事業特別会計、１８７ページから１９３ページまでの歳入歳出全般について、ご発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって営農用水道事業特別会計を終わります。

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

簡易水道事業特別会計、１９４ページから２００ページまでの歳入歳出全般について、ご発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって簡易水道事業特別会計を終わります。

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

公共下水道事業特別会計、２０１ページから２１１ページまでの歳入歳出全般について、ご発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって公共下水道事業特別会計を終わります。

委員長（菊地康雄君） 以上をもちまして、一般会計、特別会計とも審査を終わりましたが、ここで全般を通じて、もし、発言漏れがありましたら、この際お受けいたします。

（「休憩しないの」と言う者あり）

委員長（菊地康雄君） それでは、2時15分まで休憩いたします。

（宣言 14時05分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 14時16分）

委員長（菊地康雄君） 先程の吉川委員の質問に対し、教育委員会より答弁の申し出がありますので、これを許します。社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 吉川委員さんのプールの建設場所に関する私の答弁の中で、具体的な場所に踏み込んだ答弁がございました。吉川委員さんの町民の声を聞けというそういう趣旨に対しまして、今後とも取り進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長（菊地康雄君） 次、発言を許します。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 質問漏れがありますので1点、お伺いします。

87ページ、衛生費でございます。補助金の中です、資源回収事業というのがありますが、昨年までです、フロンガスの回収を実はやっていたわけです。7年度の決算では、フロンガスの回収はここに記載されていないんですが。どのような状況なのか、答弁をお願いします。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答えいたします。

フロンガス回収事業につきましては、今年度も事業を実施してございます。家庭用冷蔵庫につきましては193台、それからアイスの自動販売機等について2台を行っておりまして、計195台、フロンガス回収を行ってございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） あんまり良い質問でないかも知れませんが。ここに何故、記載されなかったわけですか。これを見て私たち判断するわけですが。何故、例年どおり記載されなかったのか。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） 昨年、補助金で記載されましたのは、フロンガス回収器をですね、買う部分につきまして、新得衛生協力会の方に補助金を出して、そちらの方で購入したということで、記載しておりまして。フロン回収につきましては、町直営で実施してございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） これフロン回収というのはですね、新聞報道にも載りまして、新得でいち早く心掛けているという、大変な評価を受けているものでありますから、気にはなっていたんですが。今後とも、ここに載せなくとも、続けていくと、間違いなく続けていくということで解釈していいんですよね。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） そのとおりでございます。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、広山麗子君。

6番（広山麗子君） 食中毒の問題についてお尋ねしたいと思います。

一般質問向きかなと思うんですけども。行政の調理をあくまでしている施設が幾つか

あるものですから、今、0-157の問題が社会的な大きな課題になっているわけですが、保健所だとか行政はじめ、いろんなところで指導体制だとか、対策が取られているわけなんですけれども。調理に携わっている行政の抱える施設沢山あります、給食センターをはじめ保育所関係、そして福祉施設、あと農村環境改善センターだとか、今、社会福祉協議会の方で始めております昼食サービス、ボランティアの人たちが独り暮らしの高齢者に昼食を差し上げることで、調理に携わっているわけなんですけれども、各施設の体制のいろんな対策が従前とどのように変わられているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 暫時休憩いたします。

（宣言 14時21分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 14時22分）

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） それぞれの職場がですね、7月の下旬にそれぞれの担当者が集まりまして、町内の対策体制を一応は取ってございます。今のところ疑似、疑いのあるかたも発生しておりませんが、もし、間違っただけでそういうかたが出た時には、理事者を先頭とする対策本部にもっていきこうということで、今、担当者レベルでそれぞれ打ち合わせをしております。具体的な中身になりますと、それぞれの担当になりますけれども、おおよそ国あるいは保健所等から指示された最低限の備品等は、それぞれ対応で揃えてございます。ですから、例えば、ほかの係で申し訳ないんですけども、給食センターの冷凍保存だとか、そういった部分はそれぞれ指示された部分で対応できるように、それぞれ各職場で用意してございますし。これ口から入るものですので、報道関係、ぼくら個人、私の立場から言いますと、ちょっと大げさ過ぎるなど、口から入るものですから、普段の手洗いの励行だとか、そういった部分をきちっとやれば、そう広まるものではないという説明も併せて受けておりますし。9日に、十勝管内のそれぞれ帯広保健所を中心とする緊急対策会議でも、それぞれ各関係者が集まりまして、今後の対応についてそれぞれ指示されておりますので、今のところそういった関係で、それぞれやっております。なお、必要な部分の消毒体制につきましても、散布器等もそれぞれ用意して、今、準備している段階ですので、緊急の事態があった場合には即対応できる体制になっております。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） ちょっと手を上げる速度が遅かったものですから、2点だけ。

先程も公営住宅の滞納の話が出ておりましたけれども。20ページだと思います。7年度がですね、件数が増えてございまして、22%と監査の報告では述べておりますけれども。この2LDKとですね、3LDKのその比率はどのようになっているのか。それと7年度がですね、滞納額が多くなった主な原因はですね、どのような原因で滞納額が多くなったのか。そこら辺を説明をしていただきたいと思います。

それともう1点。87ページですね、じん芥処理施設の建設の問題に入らしていた

だきますけれども。今、新得町でじん芥処理施設を造られております。私、そのじん芥処理施設の事務所に行った時にですね、日立造船の関係のかたが事務所にはいらっしやらないような、発言を下請けのかたの発言で聞いてございます。あそこは、日立造船と古川建設さんの特別企業体でございます。今まで新得町で大きな建設をする時は、必ず現場監督、現場責任者、その他、入札をした企業の責任者は現場に来てたように、私は思っております。特定の業者が取ってですね、下請業者があそこの建物を、今、建設しているということは、新得の建設課でもってですね、どのように把握をされているのか。建築法からいってもですね、やっぱり取った業者が現場にいて、現場で指示しないというのはおかしいのではないかなと、私の考えでございます。そこら辺と2点、ひとつご答弁をお願いしたい。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 公営住宅の滞納の関係でございますけれども。まず、種別にどうだろうかというお話でございますけれども。2DKで滞納者が15件、それから3DKで14件という比率になってございます。それと現年度分が増えているというご指摘でございますけれども。それぞれ督促状等出しまして、滞納の処分にあたったわけでございますけれども。支払いされた分につきましては、それぞれ滞納の方に入れまして、現年度分の方に、ちょっと回っていなかったということでございまして、昨年で滞納分で行きますと17.5%の収納率でございましたけれども、本年度は22%ということでございまして、逆に現年度分で行きますと、昨年は98.7%が、今年度は98.2%ということで落ちたような状況になってございます。

それから中間ごみ処理施設の関係でございますけれども。日立造船、古川建設の共同企業体でございますが、私どもの方には下請選定通知ということで五洋建設が下請ということで承認してございますけれども。現段階で、私、週に1回程度、現場に出向きますけれども、その時には全てのコンサル、それから私ども、それから日立造船、古川建設、それから五洋ということで、それぞれ集まりまして工程打ち合わせ等やってございますし、それぞれ機器の承認等もやってございますので、たまたま日立造船のかたがそれぞれ機器の関係が主なもんでございますので、札幌で作業されていたんでないかなというふうに考えてございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 前段の公営住宅の件でございますが。2LDKが15件、3LDKが14件、2LDK、3LDKに区別するわけではございませんけれども。3LDKに入られるかたがたは、それなりの公営住宅の金額を了解して広いところに入られていると私は理解しております。また、2LDKの中にもですね、故意に払わなかった人、それから本当に生活が苦しい人、こういう人もいらっしやるんでないかなと思っております。何で、私は17.5%からですね、今年度22%で、パーセンテージが高くなった、滞納は督促だけで駄目だったら、どのような形を取ったらいいかというのが、行政の仕事でないかなと思っております。3LDKのですね、14件のかたがたのですね、払えないという現状把握はですね、どのような把握をされているのか。家族の人が病气して、給与持ってくる人が今いなくて払えない、こういうのは鬼になれとは言いませんけれども。理解して入ってて、そしてこの14件がですね、未納がずっと続く予測を立てられているのかどうか。この未納が続いた時に、町ではどのような対策を講じられるおつもりなのか。そこら辺もパーセンテージが上がったということはですね、やっぱり

町で督促状だけでは物足りないんでないかなと、私、思っております。

また、後段の五洋建設の方ですけれども、私がああの現場の事務所に行った時、五洋の代理人がおりました。日立造船のかたはみえてないと、ここにはいないと、連絡は取れないというような話が五洋の代理人から聞いてございます。今、課長が言われたのとは、随分違うなと私、思っております。10億の建物でございます。やっぱりメインの日立造船がなんぼ五洋に下請に回したからって、いないというのはですね、間違っているんでないかと私、思うんですけれども。そこら辺、再度ご答弁お願いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

今、それぞれ入居者のかたに催告書等送りまして、その後、また、去年は連帯保証人のかたにも通知いたしまして、それぞれ分割納入であるとか、定額納入であるとか、それから納入相談ということでそれぞれ1戸1戸その支払えない条件が違いますので、その辺を聞き取りしながら、それぞれ納入方法をとらさしていただいております。また、3DKに入居されているかたで、それなりの家賃も高いわけでございますけれども、それぞれ個々にむかいますと、それぞれ我々で言ったらちょっとおかしいんですけれども、納得するような病気であるだとか、子供さんが交通事故で支払わなければならないだとか、いろんな要件がございまして、一概には申し上げられませんが、気の毒だなという反面もあるし、払ってもらいたいという反面もございまして、その辺を理解しながら分割納入であるとか、定額納入であるとか、それぞれ相談して納入してもらっている現状でございます。

それから中間処理施設の現場の関係でございますけれども。常時そこへ常駐していただかなければならないような、今の現場の状況では、まず躯体の上屋掛というようなことでございますので、責任者として、当然、居るべきだと思いますけれども、現状では毎日居なくてもいいのかなというような気もします。古川建設さんの方からも現場の代理人も来ておりますので、その辺は現場のこれからの打ち合わせもございまして、指導してまいりたいというふうに考えてございます。

（「もう1回」と言う者あり）

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 今、3LDKのかた、2LDKのかたで、滞納している理由がそれぞれ発表はされませんかだけれども、あるということでございます。公営住宅はですね、入居するには、収入がある程度定められております。今の公営住宅入られるかたがたは、ほとんどが額で定める収入金額よりは多くもらっているんでないかな、ほとんどのかたですよ、稼いでない人もいるかもしれないですから、全てがこの公営住宅に入るには収入は幾らですよという金額よりも多くもらっている人が入られるんでないかなと、私、思っております。その中で収入金額が未納の人は全て、この29件ですか、収入金額が公営住宅の国で定めている基準よりも7年度の未納になった人は少なくなっているのか、これ役場では知ってるはずなんです。国で定めている収入基準よりもちょっとでも多かったら、公営住宅の家賃は払えるはずなんです。だから、この収入基準をですね、定めている金額より本当に年収が少なかったという人が何人くらいいらっしゃる。最後にします。

委員長（菊地康雄君） 助役、高橋一郎君。

助役（高橋一郎君） お答え申し上げたいと思います。

今、数字的に国の基準の使用料、それから町が定めている使用料、それと実際の所得はどうかというご指摘がございました。これちょっと実は計算するのは非常に難しゅうございます。ということは、私どもの町の公営住宅は1種、2種、あるいは3LDK、2LDK、それぞれについてですね、国の基準額の概ね高い方で60%、45、6%に値下げして家賃を設定してございます。従って、通常の場合ですとですね、国の定める基準額よりも、入居時においてはそれぞれの年収がいずれも高くなっているだろうと、このように思います。さて実態はどうかということになりますと、これを国の基準にあてはめて、現在の所得を調べるとなりますと、これそういった形の計算を今までしたことはございませんので、恐らく相当時間が掛かるだろうと。これについては、また、別の機会に是非、そういった試算もしてみたいと思いますが、今のところはひとつご勘弁いただければと思います。今、吉川議員、いろいろご指摘なさいました問題、実は公営住宅入居者それぞれの所得状況が年々変わってまいります。3LDKの方が滞納が多いのはちょっと不自然でないかというご指摘もございました。しかし、反面、家族数の多いかたはですね、これは所得の有無に係わらず。私どもの方の弾力的な運営の仕方として、3LDKの方に入居していただいております。2LDKは単身者若しくは新婚家庭、こういった形になっておりますので、そういった意味でもちょっと所得と差異がございました。それから生活保護をお受けになって入居しておられるかた沢山おられるんですが、こういうかたがたは生活保護費の中で住宅料が、1番先に納めていただけるように、家賃分を生保の中に入っておりますので、これ滞納がないわけですが。生活保護を受けないで、ぎりぎりの生活を一生懸命しておられるかた、こういったかたがたはどうしても、とかく焦げつきがちになります。そういったことが最初が1か月、2か月というのが、1年になり、1年半になりというようなことで、焦げついてしまうケースもあります。一つひとつのケースについて、まことに複雑多岐にわたっておりますが、今、ご指摘のございました点、十分、担当者共々ですね、私ども、ご趣旨を生きるように今後、収納率が上がるように、なお一層努力してまいりたいと思いますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって審査を終わります。

それでは、本件につきまして採決に入りますが、採決に入る前に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって、討論を終結いたします。

それでは、これより認定第1号、平成7年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件については、これを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（菊地康雄君） 挙手多数であります。

よって、本件については、これを認定することに決しました

以上をもって、本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

委員長（菊地康雄君） 暫時休憩いたします。

（宣言 14時41分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 14時52分）

委員長（菊地康雄君） ただ今から、水道事業会計決算特別委員会の会議を開きます。それでは、本委員会に付託されました認定第2号、平成7年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件の内容審査に入る前に、本決算書の提出者から、決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を受けてから内容の審査に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） それでは、決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を求めます。水道課長、西浦 茂君。

〔水道課長 西浦 茂君 登壇〕

水道課長（西浦 茂君） 平成7年度新得町水道事業決算についてご説明いたします。

1ページにまいりまして。収益的収入及び支出の収入では、第1款、水道事業収益8,708万9,702円。支出では、第1款、水道事業費用7,336万4,570円で、予算に対しまして795万9,430円の不用額となっております。

次に2ページにまいりまして。資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入では一般会計より700万4,000円の出資を受けております。支出では、第1款、資本的支出1,913万7,228円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,213万3,228円は、当年度分損益勘定留保資金687万3,678円と建設改良積立金525万9,550円で補てんいたしております。

次に財務諸表の3ページにまいりまして。平成7年度損益計算でございますが。営業収支では、当年度営業利益は1,411万8,488円。営業外収支では、マイナス91万4,152円。当年度純利益では、1,320万4,336円となっております。これに前年度繰越利益剰余金10万416円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1,330万4,752円となっております。

次、4ページにまいりまして。平成7年度水道事業貸借対照表でございますが。資産の固定資産は、有形固定資産、無形固定資産合わせまして固定資産合計が、2億2,389万9,759円。流動資産では、現金及び預金、未収金、貯蔵品合わせまして流動資産合計3,959万1,559円。資産合計では、2億6,349万1,318円であります。次に負債の流動負債は、未払金、預り金、合わせまして流動負債合計が、597万8,718円。資本の資本金では、自己資本金で繰入資本金700万4,000円が一般会計から出資を受け増額いたしております。借入資本金合わせまして資本金合計は1億2,847万9,092円。剰余金では、資本剰余金、利益剰余金、合わせまして剰余金合計は1億2,903万3,508円。資本合計では、2億5,751万2,600円。負債資本合計では、2億6,349万1,318円となっております。

次に、6ページにまいりまして。剰余金の計算ですが。利益剰余金の減債積立金は、

前年度末残高が151万円。当年度繰入額が25万7,000円。当年度末残高は176万7,000円となっております。建設改良積立金は、前年度末残高が1,756万4,056円。当年度繰入額が487万5,000円。当年度処分額が488万3,950円。これは資本的収入に不足する額に充てております。当年度末残高は、1,755万5,106円。積立金合計では、1,932万2,106円となっております。未処分利益剰余金は、前年度未処分利益剰余金が523万2,416円。前年度利益剰余金処分額は、減債積立金と建設改良積立金を合わせまして513万2,000円となっております。繰越利益剰余金年度末残高は、10万416円。当年度純利益は、1,320万4,336円。当年度未処分利益剰余金は1,330万4,752円です。資本剰余金の受贈財産評価額、国庫補助金、一般会計補助金、工事負担金ともございません。翌年度に繰り越す資本剰余金は、9,627万9,054円でございます。平成7年度新得町水道事業剰余金処分についてでございますが。当年度未処分利益剰余金1,330万4,752円から利益剰余金処分額として、減債積立金に66万1,000円、建設改良積立に1,254万3,000円、合わせまして1,320万4,000円を充てたいと考えております。これによりまして、翌年度へ繰り越す利益剰余金は、10万752円となります。

次に、財務諸表付属書類の8ページでは、収益費用の明細を記載しております。給水収益の水道料金収入では、6,851万7,970円で、前年度比1%の増となっております。

次に、9ページ、10ページにつきましては、支出の明細を記載しております。

次に、11ページにまいりまして。建設改良積立金と減債積立金の処分額と年度末残高を記載しております。

次に、12ページにまいりまして。固定資産明細書では、機械及び装置で量水器取替費572万円が増加いたしております。

次に、13ページにまいりまして。企業債明細書では、新規借入、繰上償還はございません。年度末残高は、1,508万4,813円となっております。

次に、14ページにまいりまして。事業報告でございますが。経営の健全化と公共の福祉が増進するよう経営してきたところでありますが、収益的収支は収入8,708万9,702円に対し、支出7,336万4,570円で、当年度純利益は1,320万4,336円となり、前年度繰越利益剰余金10万416円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は1,330万4,752円で、昨年より支出の抑制等により807万2,858円の増となりました。今後とも効率的な事業経営を基本として、諸経費の節減と業務の効率化を図り、経営の健全化と安定した水の供給に努めてまいります。

次に、15ページにまいりまして。議会議決事項では、2回にわたり補正予算の議決をいただいております。

16ページでは、職員給与の内訳を記載しております。

次に、17ページでは、工事の執行状況及び委託業務の状況を記載しております。

次に、18ページの業務量では、年度末給水人口が6,188人、普及率78.83%、年度末給水戸数は2,594戸、年間総配水量が71万204m³、前年度より6.71%の減となっております。年間有収水量は60万3,806m³、有収率は85.02%です。給水単価は、113円67銭。給水原価は、95円94銭となっております。全町の水道普及率は、91.23%となっております。

次に、事業収入費に関する事項を記載しております。備考の未収額、収入率ですが、

8月31日現在、未収額が8万50円で収納率が99.88%になっております。

次に、19ページにまいりまして事業費に関する事項を記載しております。

次の20ページでは給水工事の内訳を記載しております。給水工事は62件で1,460万6,000円となっております。

次の21ページにまいりまして、給水原価95円94銭の内訳を記載しております。

次、22ページでは、継続費の精算報告をいたします。平成5年度から7年にかけて3か年で進めていました上水道の見直し計画が完了いたしましたので、精算しております。

次に別冊の資料にまいりまして。5ページで、十勝管内の上水道家庭用料金調を記載しております。新得町は、安い方から2番目で1,100円です。管内の平均は1,759円となっております。

次に、6ページにまいりまして。6ページでは、道内上水道家庭用料金調を記載しております。新得町は、道内でも上位、安い方から6位にランクされております。道内で1番高い水道料金は様似町で2,750円となっております。

以上で簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

[水道課長 西浦 茂君 降壇]

委員長(菊地康雄君) 以上で説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。委員、能登 裕君。

委員(能登 裕君) 16ページの職員の給与に関してですが、ここにですね、特殊勤務手当という欄がありますが。その特殊勤務手当というのは、水道会計においてどういうものなのか。これ前年度まで支給をしておられたんですが、今年はその手当に従事するような仕事をしなかったのか、それともしたんだけれども、もう請求をしなかったのかですね、その辺を説明をお願いいたします。

委員長(菊地康雄君) 水道課長、西浦 茂君。

水道課長(西浦 茂君) お答えいたします。

特殊勤務手当なんですけど。水道の浄水にしますと塩素で消毒するわけなんですけど。従来はですね、液体の塩素を使っておりましたが、昨年からですね、次亜塩素と言いまして、同じ塩素でも成分が薄いものを使っておりますので、それでそれまでは特殊勤務手当で扱っておりましたが、7年度からはそういう製品を使っておりますので、特殊勤務手当は支払っておりません。

委員長(菊地康雄君) 委員、能登 裕君。

委員(能登 裕君) 今後ですね、多分こういうような仕事、以前と違ったシステムが導入されまして、昔、定められた特殊手当というのがだんだんなくなっていく傾向にあると思うんです。今後、水道関係に関してはですね、この一応、条例に定められてますけれども、特殊勤務手当というのは水道会計からは現実的にはなくなるというように解釈していいんでしょうか。

委員長(菊地康雄君) 水道課長、西浦 茂君。

水道課長(西浦 茂君) 現時点では、特殊勤務手当に関する事項はございませんけど、今後、施設や何かで近代化されたり、改修なんかの段階で、どういう施設がでるかによっても、また、そういうこともでるかなというように考えておりますが、現時点では対象になる作業はございません。

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

それでは、本件につきまして、採決に入りますが、採決に入る前に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって、討論を終結いたします。

それでは、これより認定第2号、平成7年度新得町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件については、これを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（菊地康雄君） 挙手多数であります。

よって、本件については、これを認定することに決しました

以上をもって、本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

委員長（菊地康雄君） よって、本委員会を閉会いたします。

（宣告 15時08分）
